

相続税と所得税の関係について

－「生保年金二重課税事件」を素材とした考察－

篠原克岳

〔 税 務 大 学 校 〕
〔 研 究 部 教 授 〕

要 約

1 研究の目的

相続税と所得税の関係をみると、相続税法が相続財産を時価で課税する一方、所得税法は相続財産のキャピタル・ゲイン（含み益）につき相続時には原則として課税を繰り延べ、相続後に生じたキャピタル・ゲインと合わせ一括して課税している（取得費等の引継ぎ）。前者は相続による経済的価値の移転に着目した課税であり、後者は資本所得への課税であり、従来理論的には、両者に「二重課税は存在しない」と整理されてきた。

ところが、いわゆる「生保年金二重課税判決」（最判 H.22.7.6）は、所得税法 9 条 1 項 16 号の趣旨を「相続税・贈与税と所得税の二重課税を排除したもの」と解した上で、年金型生命保険契約に基づく年金支給額について「年金支給額のうち相続税の課税対象となる部分については所得税法 9 条 1 項 15 号〔現 16 号〕により所得税の課税対象とはならない」旨判示した。本判決は生保年金の取扱いにつき二重課税の存在を認めたものであり、相続税と所得税の関係についての従来の理解に根本的な疑義を投げかけている。

そこで本研究では、上記判決を素材として相続税と所得税の関係について改めて理論的な検討を行い、また、問題点への対処につき検討を行った。

2 研究の概要

(1) 相続財産に付着する「潜在的所得税債務」の問題（本文中【図 7】参照）

イ 相続税と所得税の「棲み分け」

相続財産が相続時点で有する含み益 α への所得課税は、原則として相続時には繰り延べられ、相続人がこれを第三者に譲渡した時点で相続後に生じた資本所得 β と合わせて行われる（所法 60①）。例外的に、限定承認の場合には相続時に α が課税されるとともに相続財産の取得価額が時価 $A + \alpha$ に引き上げられ（みなし譲渡所得課税）、譲渡時点で β が課税される（所法 59①、60②）。いずれにせよ、時間を通じてみれば α

+ β すなわち資本所得が過不足なく課税対象となっている。一方、相続税においては時価評価により $A + \alpha$ が課税対象となる（相法 22）。

このように、所得税は $\alpha + \beta$ 、相続税は $A + \alpha$ を課税することで両者の「棲み分け」が整理され、両者に二重課税は存在しないとされてきた。

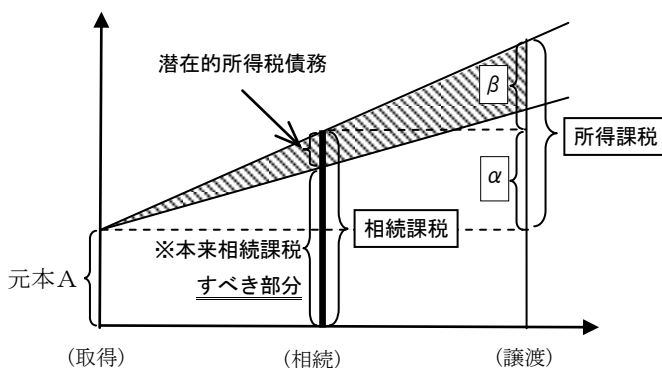
そして、この「棲み分け」は相続税と所得税の関係の基本形となり、所法 60①適用外の所得においても同様に整理されてきた。例えば預金については、元金と経過利子の合計（ $A + \alpha$ ）が相続課税され、他方、相続時には経過利子（ α ）への所得課税は行われず、利子受取時に利子の全体（ $\alpha + \beta$ ）が課税される。

ロ 「潜在的所得税債務」の存在

ところで、相続人はいずれ譲渡時点で含み益 α にかかる所得税 αt （ t は所得税率）を負担するのだから、相続人にとって実質的な「相続財産の経済的価値」は、時価から当該所得税額を控除した金額、すなわち $A + \alpha(1 - t)$ となる筈である。このことは、限定承認の場合にみなし譲渡所得税額 αt が債務控除（相法 13、14）される結果、相続課税対象が $A + \alpha(1 - t)$ となることとの権衡から考えても明らかであろう。当該所得税額 αt は言わば「潜在的所得税債務」と考えることができる。

つまり、現行相続税法は、本来課税すべき「相続財産の経済的価値」よりも αt 相当額を過大に課税対象としている。（過大な税額は $\alpha s t$ である。）

【図 7】 潜在的所得税債務



ハ 現行法の調整方式

この問題は過去、「相続税納付のために相続直後に相続財産を売却すると税負担が重くなる」という文脈で論じられ、その結果、昭和 45 年に「譲渡所得課税において当該資産に対応する相続税額 $(A + \alpha)s$ (s は相続税率)を取得費に加算する」という調整方式(措法 39)が導入されることとなり、「相続税評価から αt を控除する」という理論整合的な調整方式は採用されなかった。

ただし、現行相続税法においても、立木に関しては被相続人に帰属すべき山林所得税(αt に相当)を債務控除する趣旨で評価が割引かれており(相法 26)、また、通達により預貯金の既経過利子等について同旨の調整がなされており(評基通 203 等)、一部資産では潜在的所得税債務を考慮した評価がなされている。

このように、現行法における相続税と所得税の調整はパッチワーク的であることを否めない。

ニ 「二重課税」は存在するか？

なお、「相続税と所得税に二重課税があるか」という問題に関しては、経済学における所得概念と、租税法上の所得概念を区別して議論すべきである。

すなわち、経済学的には所得とは労働所得+資本所得(経済的価値の創出)であり、相続・贈与(経済的価値の移転)は所得ではないが、租税法上の「所得」は包括的所得概念により個々に流入する経済的価値の総計として定義されるので、経済的価値の移転も受け手の「所得」に含まれる。したがって、経済学の観点では所得は所得税と相続税とで二重に課税されていることになるが、租税法上は「経済的価値の創出」と「経済的価値の移転」はそれぞれが別の「所得」なので、それぞれを課税することを二重課税とは考えない。(ただし、相続においては被相続人の地位を相続人が承継するため、理論的には別人格への課税である「経済的価値の創出への課税(α への所得税)」と「経済的価値の移転

への課税（ $A + \alpha$ への相続税）」が共に相続人に帰することとなり、相続人は「（ α について）所得税と相続税が二重に課税されている」という印象を受けるだろう。）

潜在的所得税債務の調整は相続課税上の問題として捉えるべきものであり、二重課税の問題ではない。

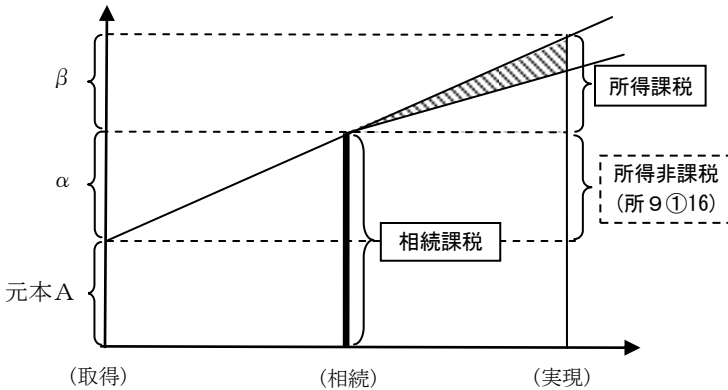
（２）生保年金二重課税事件（最判 H22.7.6）

イ 概要（本文中【図 14】参照）

本事案は年金型生命保険に基づく年金給付金につき雑所得としての課税の是非が争われたものであるが、前述の「棲み分け」の構図に当てはめて極く単純化すれば、以下のように整理される。すなわち、課税庁が被相続人が受給する年金給付金のうち $\alpha + \beta$ に相当する部分を雑所得として課税したところ、一審は α 、 β ともに所得非課税とし、二審は原処分どおり $\alpha + \beta$ への所得課税を認め、そして、最判は α を非課税とし β への所得課税のみ認めた。

前述のとおり、最判が α を非課税としたのは所得税法 9 第 1 項 16 号によってである。最判は、同号「の趣旨は、相続税又は贈与税の課税対象となる経済的価値〔 $A + \alpha$ 〕に対しては所得税を課さないこととして、同一の経済的価値に対する相続税又は贈与税と所得税との二重課税を排除したものであると解される」と述べた。これはつまり、 α には相続税が課されているので所得税を課税すべきではない、という論理操作を行ったことになる。この判決が従来の相続税と所得税の「棲み分け」に重大な疑義を投げかけていることが理解されよう。

【図 14】本最判による所法 9①16 の解釈



ロ 本判決の射程

本判決の所得税法 9 条 1 項 16 号の解釈は、相続人における取得費等を相続税評価 $A + \alpha$ に引上げる意味を有する (step-up basis) から、取得費等の引継ぎ (carry-over basis) を定める所得税法 60 条 1 項と明らかに矛盾するが、同項には既に実務に膨大な蓄積があり、最高裁も直近では平成 17 年にその適用を認めている (いわゆるゴルフ会員権贈与事件) ところであって、本判決が同項を死文化させることまでもを意図したとは考えられない (それを窺わせる叙述も無い)。そこで、本判決の射程が同項適用外の所得に対しどこまで及ぶかが論点となる。

この点につき税制調査会の「最高裁判決研究会」報告書 (H22.10.22) は、「本判決の直接の射程は、相続税法 24 条により評価される相続財産 (定期金) に限定されると考えるのが相当」と限定的に解した。そして、平成 23 年度税制改正において、相続財産に基因する利子所得、配当所得、一時所得、雑所得の全般に関し所得税法 60 条 1 項と同趣旨の規定が置かれ (所法 67 の 4)、法の間隙が埋められた。こうして、定期金以外の財産に関しては従前と同様の「棲み分け」が維持されている。

(なお、定期金に関しては、本判決に対応するために平成 22 年 10 月

に所得税法施行令の改正、法令解釈通達の発遣が行われ、平成 23 年度税制改正において過去に支払われた定期金に関する所得税の還付のための所要の手当てもなされた。)

ハ 検討

私見では、そもそも本事案の本質的な問題点は、潜在的所得税債務を考慮しない相続課税にある。しかし、訴訟が所得税につき提起され、所得税が論争の中心となったため、潜在的所得税債務の問題については、余り論じられていない。

立法経緯からみて、所得税法 9 条 1 項 16 号は相続による経済的価値の移転について相続課税と一時所得課税（資本所得課税ではない）の重複を防ぐ趣旨で設けられた規定であり、同号を「取得費等の引上げ」の趣旨に解した最判の解釈には疑問がある。経済理論的にみても、取得費等の引上げは被相続人の保有期間に生じた資本所得 α を非課税とすることになるので公平性・中立性の観点から問題があり、賛成できない。最判の論理を拡大すると資本所得課税の根幹を揺るがすこととなりかねず、その射程を限定的に解した税調研究会の見解を支持したい。

本事案に関するもう一つの重要な視点は、争点が生命保険契約に基づく給付金にあったことである。従前、被相続人が保険料を負担していた場合の生保給付金は、一時金受取ならば所得非課税、年金受取ならば雑所得課税とされ、その不均衡が夙に指摘されていた。本判決はそうした事情を踏まえて理解されるべきだろう。

（なお、このような不均衡が生じる根本的な原因は、生命保険金を一時金で受け取る場合には所得と相続が同時に発生するため、所得税法 9 条 1 項 16 号が経済的価値の移転としての所得 $A + \alpha$ （＝相続）と資産価値の増加としての所得 α （＝受取保険金－支払保険料）の両方に適用されてしまう、という法の欠陥にある。）

(3) 潜在的所得税債務の調整

イ 理論的検討

- ・ 相続税と所得税の関係については、「包括的所得税には遺産取得税を、支出税には遺産税を組み合わせるべき」という議論があるが、遺産税・遺産取得税のいずれであっても、資本所得課税を行う以上、相続税評価において潜在的所得税債務を控除すべきことには変わりはない。
 - ・ 潜在的所得税債務は、限定承認の場合と同様（みなし譲渡所得課税）の計算を行って算出すべきである。
 - ・ 現行相続税法上の債務控除は「確実と認められるもの」（相法 14）に限られるので、潜在的所得税債務を相続税評価から控除するには新規立法が必要である。
 - ・ 諸外国の状況を見ると、米英は α を非課税とし（step-up basis）、加豪は α を死亡時譲渡所得課税するが相続税そのものを廃止している。
- ロ 具体的控除方式（簡便法の検討）
- ・ 執行面では、みなし譲渡所得課税を行う場合と同様の計算を広範に行うことになるので、事務負担が増加する。事務負担軽減の観点から、何らかの簡便法を検討する必要があるだろう。
 - ・ 第一に、相続財産の種類毎に潜在的所得税債務を見込んだ割引率を設定する方式が考えられる（現行相法 26 方式の拡大）。これにより事務負担の増加はほぼゼロに抑えられるが、資産の保有期間にはかなりのバラつきが見込まれるので割引率を定めるのは困難かも知れない。
 - ・ 第二に、所得課税時に α 相当額を所得から控除する方式が考えられる（現行措法 39 方式の改善）。この方式では所得税の事務処理が煩雑化する恐れがある。
 - ・ 第三に、相続人において「みなし譲渡所得課税」の選択を可能とする方式が考えられる。そもそも潜在的所得税債務は相続財産に含み益が無ければ生じないので、含み益の存否の計算を納税者に委ねることで事務負担の軽減が期待できる。しかし、選択者が増えれば事務負担の増加は避けられない。

3 結論

資本所得課税には種々問題もあるが、我が国においては、包括的所得税であれ二元的所得税であれ、資本所得課税は継続される方向にある。また、相続税についても、格差固定化防止の観点からその重要性が認識されている。資本所得課税と相続課税を共に存続させる以上、潜在的所得税債務の控除による両者の調整が必要である。

実証的に考えると、措法 39 による調整に加え、①土地等の相続税評価は「安全率」により実勢より割安に見積もられている、②昭和 63 年まで有価証券譲渡益は非課税だった、③生命保険金は一時金受取ならば所得非課税、定期金受取の場合は旧相法 24 により過少に評価されていた、といったことから、主要な相続財産について潜在的所得税債務の問題が顕在化せず、そのためこの問題が今日まで十分整理されず残されてきたのかも知れない。

しかし、現行法のようなパッチワーク的な対応では調整しきれない部分が残る、また却って不公平な取扱いを生じ得るので、根本的な整理が必要と考える。

目 次

序論	12
1 問題の所在	12
2 本稿の構成	12
第1章 相続財産に付着する「潜在的所得税債務」	14
第1節 相続税と所得税の「棲み分け」	14
1 相続税と所得税の交錯	14
2 両者の「棲み分け」	19
第2節 「潜在的所得税債務」の問題	25
1 潜在的所得税債務	25
2 過大となる相続税額	26
3 現行法における調整方式	28
第3節 「二重課税」なのか？	32
1 経済学上の所得概念	32
2 租税法上の所得概念	32
3 小括	33
第2章 生保年金二重課税事件	34
第1節 生命保険金に関する従前の取扱い	34
1 保険料負担者と保険金受取人が同一人の場合	34
2 被相続人が保険料を負担していた場合	35
第2節 事案と判決の概要	39
1 事案概要	39
2 判決概要	40
第3節 本判決の意義と射程	42
1 本判決の意義	42
2 本判決の射程	44
3 考察	45

第4節 「定期金」に関する国の対応	49
1 非課税部分の配賦方式	49
2 必要経費の控除	50
第5節 補論：「現在価値」と「所得」について	52
1 「現在価値」概念	52
2 現在価値と「所得」	53
第3章 潜在的所得税債務の調整方式の検討	56
第1節 理論的検討	56
1 相続税の種類論との関係	56
2 潜在的所得税債務の具体的算出方法	56
3 債務としての確実性	57
4 相続税法13、14条（債務控除）との関係	58
5 相続財産が「含み損」を有する場合	59
6 諸外国の状況について	59
第2節 具体的控除方式	60
1 理論に忠実な方式（基本案）	60
2 簡便法その1（相続税評価における割引き）	61
3 簡便法その2（所得課税における控除）	61
4 みなし譲渡所得課税の選択制	62
結論	64

序論

1 問題の所在

相続税と所得税の関係をみると、相続税法が相続財産を時価で課税する一方、所得税法は相続財産のキャピタル・ゲイン（含み益）につき相続時には原則として課税を繰り延べ、相続後に生じたキャピタル・ゲインと合わせ一括して課税している（取得費等の引継ぎ）。前者は相続による経済的価値の移転に着目した課税であり、後者は資本所得への課税であり、従来理論的には、両者に「二重課税は存在しない」と整理されてきた。

ところが、いわゆる「生保年金二重課税判決」（最判 H.22.7.6）は、所得税法 9 条 1 項 16 号の趣旨を「相続税・贈与税と所得税の二重課税を排除したもの」と解した上で、年金型生命保険契約に基づく年金支給額について「年金支給額のうち相続税の課税対象となる部分については所得税法 9 条 1 項 15 号〔現 16 号〕により所得税の課税対象とはならない」旨判示した。本判決は生保年金の取扱いにつき二重課税の存在を認めたものであり、相続税と所得税の関係についての従来の理解に根本的な疑義を投げかけている。

そこで本研究では、上記判決を素材として相続税と所得税の関係について改めて理論的な検討を行い、また、問題点への対処につき検討を行うこととする。

2 本稿の構成

本稿では、まず第 1 章で相続税と所得税の関係について理論的に整理する。ここでは所得概念に立ち戻って両者の関係を考察した上で、両者間の調整が必要となるのは相続財産に含み益（所得課税が繰り延べられている部分）が存在する場合であること、当該含み益にかかる所得税相当額（「潜在的所得税債務」）を相続課税において控除すべきことを論ずる。また、現行法における相続税と所得税の調整措置の問題点についても指摘する。

第 2 章では「生保年金二重課税事件」を検討する。生保給付金については

従前の取扱いにおいて、一時金受取の場合と年金受取の場合とで課税上の不均衡が存在していた。本事案の最高裁判決はそうした不均衡を是正したものとみることも出来ようが、本判決の用いた条文解釈に対しては法理論的にも経済理論的にも疑義を呈さざるを得ない。

第3章では、実際に相続課税において潜在的所得税債務を控除する場合の問題点を、理論的・実務的な角度から検討する。「潜在的所得税債務」は理論的にはさほど難解な概念ではなく、その計算手順も明らかであるが、実務的観点からみるとその作業が相続税事務の増加をもたらすことが避けられない。そのため、簡便法による控除方式についていくつか検討を行ったが、どのような方式を選択すべきかは今後の検討に委ねられよう。

第1章 相続財産に付着する「潜在的所得税債務」

本稿で取り上げる「生保年金二重課税事件」については多くの評釈・論考が書かれ、様々な議論が行われたが、事案の複雑さもあり議論が錯綜している観もある。そこで、まず本章では、現行法における相続税と所得税の関係について、図を用いつつ出来るだけ分かり易く整理してみたい。

第1節 相続税と所得税の「棲み分け」

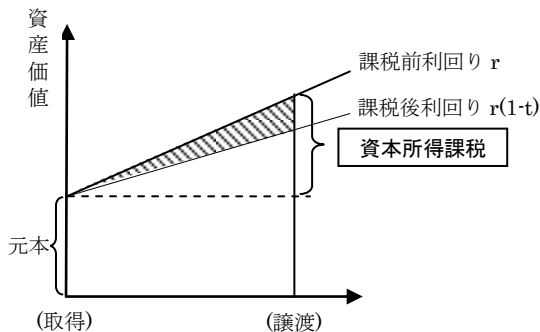
1 相続税と所得税の交錯

(1) 資本所得課税

所得税において、資産価値の増加分は包括的所得概念の下、ヘイグ＝サイモンズの定式「所得＝消費＋純資産増加」に従い所得として認識され課税される。

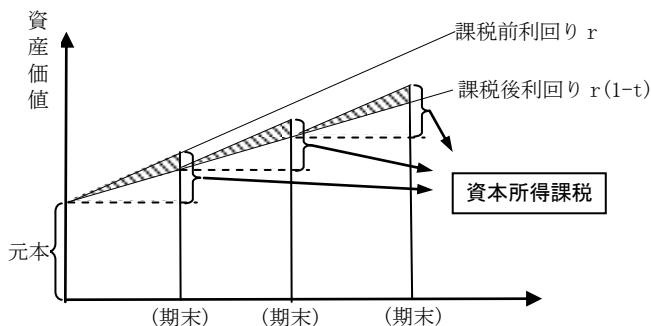
経済学的には資本に対する収益、すなわち資本所得が課税されるということである。資産保有者にとっての運用利回りは、所得税率を t として、課税により r から $r(1-t)$ に低下する（【図1】）。図では傾きを直線的に描いているが、正確には資産価値の増加は指数的である。（あるいは、図の縦軸を対数軸と考えてもよい。）

【図1】 資本所得課税（実現時課税）



資本所得は、理論的には毎期資産価値を評価してその増加分に課税することが望ましいが【図2】、実務的に困難なため、所得の「実現」を待って課税する。具体的には、その資産の譲渡時をもって「実現」とするのが通例である。実現までの間、当該資産の価値には所得課税を繰り延べられた部分、いわゆる「含み益」が存在することになる。課税繰延べによる繰延益は、当該資産を長期間保有するほど大きくなり、いわゆるロック・イン効果が生じる⁽¹⁾。

【図2】理想的な資本所得課税



(2) 無償取引（経済的価値の移転）

次に、包括的所得概念の下では、無償取引（経済的価値の移転⁽²⁾）も譲

- (1) 理想的な資本所得課税が行われる場合、 n 年後における課税後運用益は、

$$\{1 + r(1-t)\}^n - 1 = nr(1-t) + \frac{n(n-1)}{2!}r^2(1-t)^2 + \dots + r^n(1-t)^n$$

となるべきであるが、実現時課税においては複利運用益 $\{(1+r)^n - 1\}$ に対し一度きり課税されるのみなので、課税後運用益は、

$$\{(1+r)^n - 1\}(1-t) = nr(1-t) + \frac{n(n-1)}{2!}r^2(1-t) + \dots + r^n(1-t)$$

となる。両式を比較すると明らかであるが、実現時課税においては r の二次以上の項が一度しか課税されない。これが繰延益であり、資産を長期間保有するほど（ n が大きくなるほど）繰延益が大きくなるため「ロック・イン効果」が生じる。

【図1】ではこの課税繰延益を省略して描いたが、これを考慮すれば課税後利回り曲線は右にゆくににつれ図示したものより上方に湾曲していく。

- (2) 経済学の通常用語法では「富の移転」とすべきであろうが、生保年金二重課税事件では「経済的価値」の語がいわばキーワードとなっているため、本稿ではあえ

受人の純資産を増加させるため、譲受人の所得として認識され所得課税される。

所得税法上は、無償取引により受け取る経済的価値は所得税法 34 条（一時所得）の「一時の所得で……対価としての性質を有しないもの」に該当し、譲受人の一時所得となる。相続・贈与も文言上一時所得に該当するが、相続・贈与により移転した経済的価値への課税は別途相続税法に服するため、所得税法 9 条 1 項 16 号が「相続・贈与により得た所得」を非課税所得としており、一時所得として課税される経済的価値の移転は法人から個人への贈与に限られる。

（なお、本稿は相続税の類型論（遺産税か遺産取得税か、といった議論）には立ち入らないが、上記所得税の構造や相続税法の立法経緯から考えて、相続・贈与税は包括的所得説の下では所得税の外延として理解するのが自然であろう⁽³⁾。）

移転した資産からその後運用益が生ずれば、それは別途譲受人における資本所得として認識され所得課税されるのは当然の理である（【図 3】）。

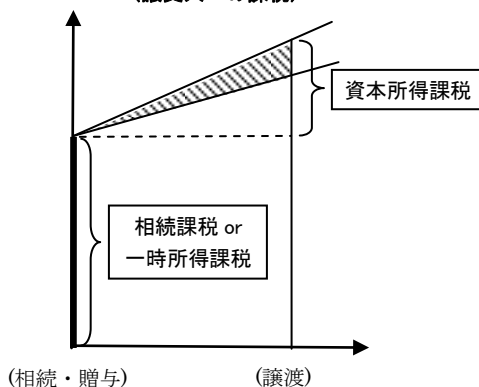
て「経済的価値の移転」とした。

- (3) 税制調査会昭和 38 年 12 月「所得税法及び法人税法の整備に関する答申」6-7 頁を引用する。

「相続又は贈与による所得については、純資産増加説の立場からは、これを基本的には所得と観念することとなるが、相続については、その特異な原因と、考慮すべき人的諸事情及び財産評価上等の諸問題が多いことにかんがみ、さらに、相続人の財産取得とともに被相続人の遺産総額に着目して担税力を考慮するという要請から、別途に相続税の体系でこれに対処することが合理的と考えられる。また、個人間の贈与は、被相続人の遺産に影響を及ぼす点から、相続人の補完税たる贈与税の対象として税制を構成するのが合目的的と考えられる。したがって、このような事情にない法人からの贈与だけを、所得税の課税所得として残している現行の建前はこれを変更する必要はないと考えられる。」

また、金子宏「租税法における所得概念の構成」『所得概念の研究』57 頁注一七九（有斐閣、1995）、岩崎政明「相続税を巡る諸問題」水野正一編『21 世紀を支える税制の論理 第 5 巻 資産課税の理論と課題〔第 9 章〕』176 頁（税務経理協会、1995）など。

【図 3】 無償取引があった場合
(譲受人への課税)



(3) みなし譲渡所得課税

無償取引により移転する資産が含み益を有しないもの（例えば現金）であれば、課税関係は以上のように簡潔に整理され、特に問題は生じない。問題は、移転する資産が含み益を有する場合であり、その含み益への所得課税をどうするかである⁽⁴⁾。

無償取引が行われた時点で含み益が「実現」するものとみなし、譲渡人（被相続人・贈与人）に対し所得課税を行う方式が「みなし譲渡所得課税」である。これを図式的に表現するのは簡単で、【図 1】と【図 3】を単純に足し合わせればよい（【図 4】）。

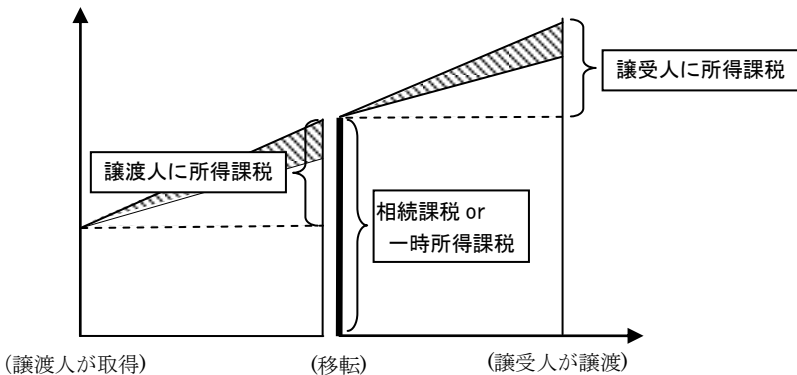
周知のとおり、みなし譲渡所得課税はシャープ勧告で推奨され、昭和 25 年度法制改正において導入されたのだが、早くも昭和 27 年度には相続の場合につき廃止され、その後も適用範囲は縮減されて、現在みなし譲渡所得課税が行われるのは限定承認に係る相続と法人に対する贈与に限定され

(4) 「無償取引の場合にはキャピタル・ゲインを課税しない」という考え方（譲渡益所得説）もあるが、我が国所得税法ではその場合もキャピタル・ゲインを課税すべきとする「増加益清算説」が採用されている。首藤重幸『キャピタル・ゲイン課税を巡る諸問題』水野正一編「資産課税の理論と課題」[第 7 章] 137 頁（税務経理協会、1995）。また、佐藤英明『スタンダード所得税法』134 頁（弘文堂、2009）参照。

ている（所法 59①一）⁽⁵⁾。

みなし譲渡所得課税は理論的には至極真つ当な課税方式なのだが、特に相続に際して納税者の理解が得られにくいという難点がある。なぜなら、相続においては被相続人（譲渡人）の地位を相続人が承継するため、理念的には別人格への課税である「譲渡人への所得課税」と「譲受人への相続課税」が、共に相続人に対して同時に課されるからである。このため、相続人からすると「所得税と相続税が二重に課税される」という印象を拭い難く、課税への抵抗感が大きくなる。

【図 4】 みなし譲渡所得課税



(4) 相続時の所得課税繰延べと取得費等の引継ぎ

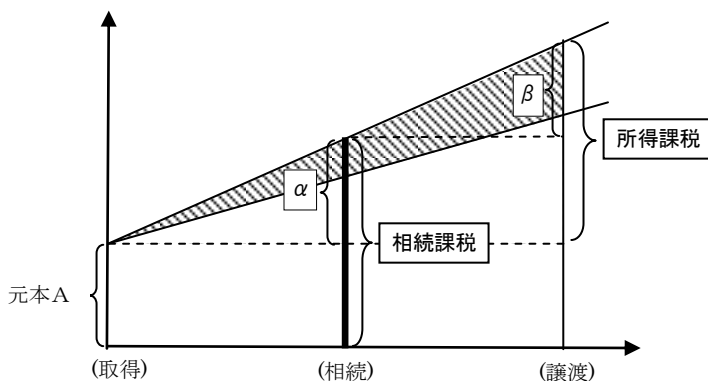
そこで現行所得税法は、相続財産の含み益への所得課税を、原則として相続人における実現時（第三者への譲渡等）に繰り延べることとした（【図 5】）⁽⁶⁾。所得税法 60 条 1 項がこれを定めており、相続人の所得計算において被相続人における取得費等が引き継がれることになっている。

(5) 変遷について、所基通 60-1 の表 4 にまとめられている。

(6) 以下本稿においては、【図 5】の表記に従い、相続資産から被相続人の保有期間に生じた所得を α 、相続人の保有期間に生じた所得を β 、相続資産の元本を A と書く。

留意すべきは、被相続人の保有期間中に生じた含み益 α は非課税となるのではなく、相続人の保有期間中に生じた資本所得 β と合わせ実現時に課税される、ということである。一方、「みなし譲渡所得課税」（限定承認に係る相続）の場合は、相続時に α が被相続人の所得として課税されるとともに、相続人における相続財産の取得価額が時価 $A + \alpha$ に引き上げられ、実現時の所得課税対象は β のみとなる（所法 59①、60②）。いずれの方式でも時間を通じてみれば $\alpha + \beta$ 、すなわち資本所得が過不足なく課税されており、両方式には整合性が保たれている。

【図 5】 相続時の所得課税繰延べと取得費の承継



2 両者の「棲み分け」

(1) 基本形

他方、相続税は時価評価した相続財産、すなわち【図 5】における $A + \alpha$ を課税対象とする（相法 22）。したがって、相続財産に含み益が存在する場合、相続税は相続時に相続財産の時価 $A + \alpha$ を課税し、所得税は $\alpha + \beta$ を実現時に繰り延べて課税する（所法 60①）、という形で相続税・所得税の「棲み分け」が成立している。

この「棲み分け」は、被相続人の所得 α と相続人の所得 $A + \alpha + \beta$ を、

経済的価値の移転 $A + \alpha$ と資本所得 $\alpha + \beta$ に組み換えて課税する方式として理解することも出来よう。この組換えによって相続税は移転する経済的価値への課税、所得税は資産価値増加分への課税としてそれぞれ独自の意義が与えられることとなるが、課税全体としてみれば元々はそのいずれもが「所得」への課税であり、組換えによって課税対象に増減は生じていない。こうしたことから、過去の税制調査会においても「理論的には相続税・所得税に二重課税は存在しない」と整理されてきたわけである⁽⁷⁾。

そして、このような「棲み分け」は、相続財産に「含み益(未課税の所得)」が含まれる場合の相続税と所得税の関係の基本形となっており、以下に示すように所得税法 60 条 1 項適用外の所得⁽⁸⁾に関しても、多くの場合は同様の「棲み分け」が成立している。

(2) 利子所得

イ 預金

例えば、預金が相続された場合、相続税法は元金と相続時点までの経過利子の合計 $A + \alpha$ を「時価」として相続課税し⁽⁹⁾、他方、所得税法は相続時点で経過利子 α に所得課税することではなく、満期利子受取時（＝実現時）に利子の全体 $\alpha + \beta$ を相続人に対し課税する。利子所得は所得税法 60 条 1 項の適用を受けないが、相続税と利子所得課税の「棲み分け」が同項適用の場合と同様に成立していることが理解されよう。

注目すべきは、こうした取扱いが所得税法・相続税法の自然な解釈として導かれることである。すなわち、相続時点での経過利子 α は文言上

-
- (7) 例えば、税制調査会昭和 43 年 7 月「長期税制のあり方についての答申の審議の内容及び経過の説明（答申別冊）」166 頁は以下のように述べる。「理論的には、譲渡所得に対する所得税は資産の値上がりによる所得に対して課税するもの、いわゆる所得課税であるのに対し、相続税は相続を契機として相続財産の価値に対して課税するいわゆる財産課税であつて、その課税体系は、一応別個のものである。したがつて、両者間の二重課税ということは、理論的には問題とならないものと考えられる。」
- (8) 譲渡所得のほか、資産の譲渡に基因する事業所得、山林所得、雑所得には所得税法 60 条 1 項が適用される。
- (9) ただし、相続税評価において α に課されるべき所得税相当額は控除される（評基通 203）。第 1 章 第 2 節 3（3）にて後述。

「その年中の利子等の収入金額」（所法 23②）には当たらないので、相続時に所得課税されることはない。そして、その後相続人が満期に受け取る利子が所得課税されるが、その金額は「その年中の利子等の収入金額」（同）すなわち $\alpha + \beta$ であり、相続時点の経過利子 α を含む。利子所得に関しては所得税法 60 条 1 項のような「取得費等の引継ぎ」に類する規定は存在しないのだが、所得税法 23 条をそのまま素直に読めば経過利子 α の課税は相続人の受取時に繰り延べられて、「棲み分け」が成立するわけである。

ロ 公社債等

債券についても同様であり、経過利子 α への所得課税は相続人の利子受取時まで繰り延べられ、相続税は $A + \alpha$ に課される（【図 6】⁽¹⁰⁾）。

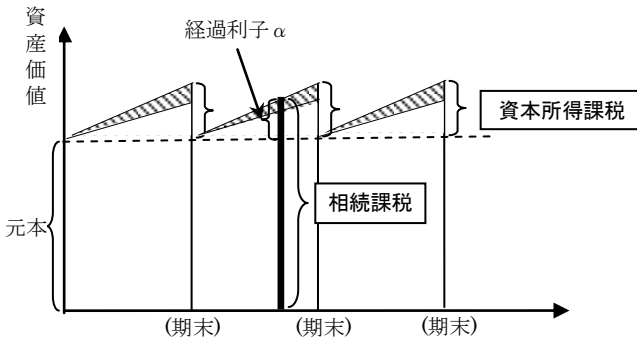
例外的に、割引債は償還差益が発行時に源泉分離課税され、取得時点に繰り上げて（被相続人において） $\alpha + \beta$ が課税される方式になっている。これは「棲み分け」の基本形と異なるが、通時的に $\alpha + \beta$ が所得課税され $A + \alpha$ が相続課税される点は同じである。

（なお、アンダーパーで発行された利付債の償還差益は雑所得に区分され、また、債券の譲渡益は原則として非課税（措法 37 の 15）である⁽¹¹⁾。詳述しないが、この点も所得税と相続税の「棲み分け」には影響しない。）

(10) ただし、相続税評価において α に課されるべき所得税相当額が控除される（評基通 197-2）のでこの図は正確でない。第 1 章 第 2 節 3（3）にて後述。

(11) 債券の譲渡益が非課税なのは「債券の値上がり益は経過利子を反映した部分が多いため」であるが、これを利用し、故意にクーポンを低く設定し償還直前に売却すれば利子相当所得への課税を逃れることが出来る。これを防ぐため、そうしたタイプの商品については譲渡所得課税される（措法 37 の 16、措令 25 の 15）。注解所得税法研究会編『注解所得税法〔五訂版〕』819 頁（大蔵財務協会、2011）参照。

【図 6】利付債の場合



(3) 配当所得

配当所得は期中法人所得の分配であり、株式保有者からみれば株式譲渡益の一部が先に実現したものと考えることが出来る。株価が低下する局面もあるだろうが、その場合の株式譲渡損失と配当所得は理論上通算されるべきものであり、平成 21 年以降一定の措置が講じられている⁽¹²⁾。

配当所得に関しても、相続税・所得税の「棲み分け」は基本的に同様である。「その年中の配当等の収入金額」(所法 24①)の自然な解釈により、相続人において配当の全額 $\alpha + \beta$ が所得課税される。一方、相続税評価においては、経過利子に対応する「経過配当」(α に相当)は株式価値に含まれており、端的に株式価値の全体 $A + \alpha$ が評価される。

配当基準日から配当支払決議の日までのいわゆる配当落ちに対応して配当期待権が相続財産として評価されるが、これも $A + \alpha$ の一部に相当する⁽¹³⁾。

-
- (12) 上場株式等に係る譲渡損失は、確定申告により、上場株式等に係る配当所得の金額(申告分離課税を選択したもののみ)と損益通算できる。三年間の繰越しが可能。措法 37 条の 12 の 2。
- (13) 配当期待権の評価においても所得税相当額が控除される(評基通 203)。第 1 章 第 2 節 3 (3) にて後述。

(4) 雑所得

相続財産から雑所得が得られる場合はどうか⁽¹⁴⁾。雑所得は総収入金額から必要経費を控除して計算する(所法 35)ので、必要経費を被相続人が負担していた場合の取扱いが問題となる。前述の枠組みに当てはめると、総収入金額が $A + \alpha + \beta$ 、必要経費が A に相当する。

まず、雑所得が資産の譲渡に基因する場合にはやはり所得税法 60 条 1 項が適用されるので、被相続人が負担した必要経費 A が相続人の雑所得計算に引継がれ、所得税が $\alpha + \beta$ 、相続税が $A + \alpha$ に課され、相続税・所得税の「棲み分け」はこの場合も維持される。

問題は、資産の譲渡に基因しない雑所得である。第 2 章第 3 節 2 (2) で述べるように、現在では所得税法 67 条の 4 が必要経費の引継ぎを規定しているが、同条制定前においても、課税実務は被相続人における必要経費を相続人の所得計算に引き継がせる取扱いを行っていた。

イ 生保年金

その例が、本稿が検討素材とする生命保険契約に基づく年金給付金である。生保年金の所得計算に関しては所得税法施行令 183 条が定めており、支払保険料は必要経費として受取年金から按分控除される。ここで、保険料の負担者が被相続人であった場合にも当該保険料を控除出来るのか、という点につき同条は明確には述べていないが、旧所得税基本通達 35-4 はこれを認め、必要経費を相続人に引き継がせる取扱いを行ってきた。

所得計算上、所得の稼得に要した費用を控除すべきは当然の理であり、この取扱いは至極常識的なものである。この引継ぎを認めなければ、他に支払保険料の控除を定める規定は存在しないので受取年金の全額を課税することになってしまうが、それが不合理であることは明白である。

つまり、法令の欠缺を実務が埋め、その結果、相続人における課税所得

(14) 雑所得は資本所得に限られず、労働所得の性質を有するものも含む。例えば特許料収入など。

は $\alpha + \beta$ となり、相続税評価額は時価すなわち $A + \alpha$ であり⁽¹⁵⁾、かくして生保年金においても相続税と所得税の「棲み分け」が他と同様に成り立っていた。(この取扱いは平成 22 年の最高裁判決を経て変更される。第 2 章で後述。)

ロ その他

理論的には、同様にその他の雑所得に関しても必要経費の引継ぎを認めるべきである。

例えば、親が特許権を有しこれを相続した子が特許使用料収入を受け取るような場合が考えられる。特許権は償却資産であり(所得税法施行令第 6 条)償却費が必要経費となるが、特許使用料収入は資産の譲渡に基因しないから所得税法 60 条 1 項の適用はない。しかし、この場合に償却費の引継ぎを認めなければ課税は過大となってしまう⁽¹⁶⁾。

先物取引の未決済玉が相続された場合はどうか。未決済玉が相続され相続人が決済した場合に取引費用の引継ぎが問題となるように思われるが、先物取引においては取引費用(委託手数料等)は決済時に支払われることが多く、相続があった場合これを支払うのは相続人となるので相続人の所得計算上当然に必要な経費として控除され、引継ぎの問題とはならない⁽¹⁷⁾。

(15) 定期金につき旧相続税法 24 条の評価が低すぎたことについて後述。これは評価の正確性の問題であり、「時価」は概念的には $A + \alpha$ に相当する。

(16) 職務発明等にかかる実施補償金については償却費は存在せず、全額を所得としてよい。

(17) 釧路地裁平成 13 年 12 月 18 日訟務月報 49 巻 4 号 1334 頁。先物取引の建玉が相続財産に該たるのかという点につき法解釈上は微妙な問題があるが、この事案では建玉に係る一切の「権利義務」を相続財産と解して実質的にこれを肯定した。浅妻章如「先物取引の建玉は相続税の課税対象となるか、そしてその評価方法」ジュリスト No.1230、129 頁(2002)を参照。結果、決済差益 $\alpha + \beta$ (この事案では $\beta = 0$ と評価された)が相続人において所得課税、相続時の時価 $A + \alpha$ (先物取引では $A = 0$ である)が相続課税されるという「棲み分け」の基本形がここでもやはり維持されている。

第2節 「潜在的所得税債務」の問題

以上に見たように、所得税・相続税の関係については、従来、所得税は資産のキャピタル・ゲイン（資本所得） $\alpha + \beta$ を通時的に課税し、相続税は相続財産の時価 $A + \alpha$ に課税する、という「棲み分け」により整理されてきた。

1 潜在的所得税債務

ところで、この「棲み分け」の下で相続人はいずれ譲渡時点で含み益 α にかかる所得税 αt （ t は所得税率）を負担するのだから、本来「相続財産の経済的価値」は相続財産の時価から当該所得税額を控除した金額、すなわち $A + \alpha(1 - t)$ となる筈である⁽¹⁸⁾。

このことは限定承認の場合との権衡を考えれば明らかであろう。限定承認の場合は含み益がみなし譲渡所得課税され（所法 59①一）、その税額 αt は被相続人の租税債務として債務控除（相法 14②）されるので、当該資産の実質的な課税価格は $A + \alpha(1 - t)$ となる。

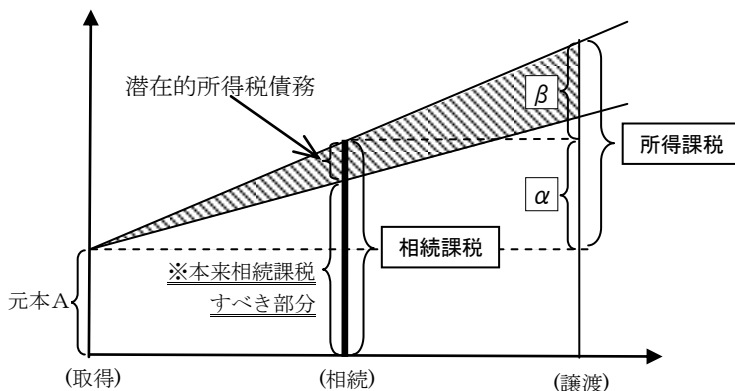
あるいは、被相続人の死亡直前に当該財産の譲渡が行われた場合との権衡を考えてもよい。この場合は被相続人に譲渡所得課税され、その税額 αt が相続課税に際し債務控除されるので、当該資産の相続税課税価格は、やはり $A + \alpha(1 - t)$ となる。ところが、死亡直後に相続人がこれを譲渡した場合、所得税額 αt は相続人の租税債務だから債務控除は適用されず、 $A + \alpha$ が課税価格となってしまふ。

(18) 本稿は基本的に数値例を避け代数的に表記している（その方が経済的実質を把握し易いと考えため）が、ここではあえて数値例をあげておく。

100 万円で購入した株式が 200 万円に値上がりしているとする。この株式を売却しても、200 万円の自動車の購入を賄うことは出来ない。値上がり益 100 万円（＝200 万円－100 万円）に所得税が課され、株式売却による手取りは 180 万円（税率を 20%とする）になるからである。従って、保有者にとってこの株式の価値は 180 万円ということになる。であるならば、当該株式が相続された場合、その相続税評価は当該株式の時価 200 万円でなく、所得税相当分を控除した 180 万円とすべきである。本文が述べているのは、このような意味である。

つまり、相続税の目的を「相続財産の経済的価値」に課税することとすると、現行相続税法は、含み益 α を有する相続財産について本来課税すべき金額より αt だけ過大に課税対象としてしまっているのである⁽¹⁹⁾。当該所得税相当額 αt は顕在化していない所得税債務であり、言わば「潜在的所得税債務」と呼ぶことが出来よう（【図7】）⁽²⁰⁾。

【図7】 潜在的所得税債務

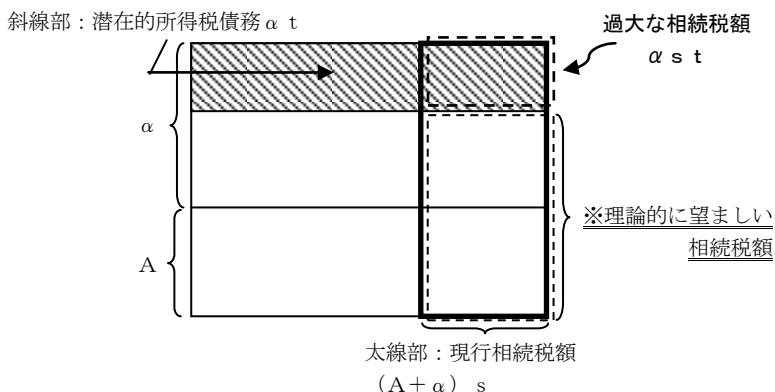


2 過大となる相続税額

次節で検討するようにこれは二重課税ではなく相続課税上の問題として理解すべきと考えるが、仮にこれを二重課税と呼ぶとしても「二重に課税されている」部分は α ではなく αt であり、過大な税額は $\alpha s t$ （ s は相続税率）であることに留意すべきである（【図8】。同図では相続財産の価値を四角形の全体で表し、垂直方向に所得税、水平方向に相続税を示した。）。

- (19) なお、現在価値概念に基づく潜在的所得税債務の位置づけについて、第2章第5節を参照のこと。
- (20) 渋谷雅弘「相続・贈与と譲渡所得課税」『譲渡所得の課税』日税研論集第50号149頁（2002）はこれを「潜在的租税債務」とする。本稿もこれに倣ったが、所得税債務であることを強調するため「潜在的所得税債務」とした。また、佐藤英明『ブレップ租税法』190頁（弘文堂、2006）、同『スタンダード所得税法』133-134頁（弘文堂、2009）、橋本守次『ゼミナール相続税法』836-837頁（大蔵財務協会、2007）、増井良啓「所得税法59条と60条の適用関係」税務事例研究96号、51-52頁（2007）。

【図 8】相続課税が過大となる部分



もつとも、元本 A に対する含み益 α の比率が大きければ過大となる税額も大きくなるので問題は看過できない。所得税（含む住民税）と相続税を合計した税負担率を計算すると、

$$\frac{\alpha t + (A + \alpha) s}{A + \alpha}$$

となるので、

$$\frac{\alpha}{A + \alpha} > \frac{1 - s}{t}$$

を満たすと税負担率が合計で 100% を超えてしまう。つまり、①含み益の比率 $\alpha / (A + \alpha)$ が大きく、②所得税率 t 、相続税率 s が高い場合には、「相続することで却って財産が減少する」という事態が生じ得るのである。潜在的所得税債務を控除しない相続課税の最大の問題点はここにある⁽²¹⁾。

本稿脱稿時における所得税（含む住民税）・相続税の最高税率は 50% であ

(21) 潜在的所得税債務を相続財産から控除しないことは、公平性の観点からも問題があることは本文中で述べた。中立性に関しては、含み益を有する資産を相続直前に売却すれば租税負担が低下するのだから死期の迫った被相続人の資産には「益出し」のための売却インセンティブが生じうるが、土地評価が実勢価格より低いことや後述の措法 39 条などによりそのインセンティブは打ち消されていると考えられる。

り、この税率の下ではどれだけ含み益比率が大きくても税負担率は100%を超えない。しかし、過去最高税率の高い時代においては100%を超えてしまうこともあったと考えられるし、今後最高税率の引上げがあれば、やはりそのような事態は生じうる。特に、長期保有されている土地、無体財産権、そして生命保険金などについては α の比率が大きくなるので、その可能性は無視できない⁽²²⁾。

3 現行法における調整方式

近年では潜在的所得税債務について余り論じられていないが、過去この問題は全く看過されてきたわけではなく、以下にみるように様々な調整が図られてきた。しかし、理論整合的な対応が行われているとは言い難い。

(1) 相続税額の取得費算入

相続税・所得税間の調整を図るための最も顕著な措置として、昭和45年度に導入された相続税額の取得費算入制度(措法39)がある。これは、「譲渡所得課税において当該資産に対応する相続税額 $(A + \alpha)s$ を取得費に加算する」というものであり、調整を相続税ではなく所得税で行っている点が特徴的である。

イ 問題点

この措置は、「相続財産の取得に際して納めた相続税額は相続に要した『費用』だから、相続財産の取得費に含める」という発想に立っているように思われる。一見もつともらしいが、理論的には正しくない。

所得課税の基本に立ち戻って考えると、所得は収入から費用を控除して算出するが、控除が認められる費用にはその所得の創出に寄与した支

(22) 浅妻・前掲(17)131頁は「税率が100%を超えてしまうことがあれば、間違いなく違憲とされよう」と指摘する。筆者も、税負担率が100%超となる部分については適用違憲とされるのでないかと考えるが、その場合、所得税(個人住民税)、相続税のいずれを違憲とするのか、という難問が生じよう(適用が後順位のものが違憲となるのであろうか?)。

出のみを含める、というのが所得計算の原則である⁽²³⁾。取得費も費用控除の一種だから譲渡所得の創出に寄与した支出のみを計上すべきであるが、相続財産による資本所得の創出において納付した相続税は何ら寄与しないのだから、相続税額を取得費に算入することは理論的にみて不合理である⁽²⁴⁾。

また、この措置により減額される税額は $(A + \alpha)st$ となり、これは潜在的所得税債務から生じる過大な税額 αst と比べ減額が過大である。他方で本条の適用は相続税納期限から三年以内の譲渡に限られており、譲渡所得以外には適用されないという制約がある。このように、租税特別措置法 39 条は租税制度としての合理性を欠いている。

ロ 立法経緯

租税特別措置法 39 条の立法経緯を見ると⁽²⁵⁾、本稿の主張する「相続税評価において潜在的所得税債務を控除する」という調整方法も検討され、理論的に妥当な措置とされていた。しかし、「相続税納付のために相続直後に相続財産を処分する場合に、納税者は相続税と譲渡所得税との二重課税を受けるとの印象を持つ」という「印象論」を中心に議論が進められた結果、税負担軽減額のより大きな現行租税特別措置法 39 条の案が採用される結果となってしまったように見受けられる⁽²⁶⁾。

(23) 経済学的に言えば、費用として控除されるべきは「投下資本の回収にあたる部分」である。金子宏『租税法〔第 17 版〕』258 頁（弘文堂、2012）。

(24) 譲渡所得以外の例で考えるとその不合理性はより明確になる。定期預金を相続した場合に、相続人が受け取る利子所得の課税において、当該預金に係る相続税額を利子所得から控除すべきであろうか？ 措法 39 条の発想を延長するとこれを認めるべきことになるが、それが不合理であることは直観的にも明らかだろう。

(25) 国税庁「昭和 45 年改正税法のすべて」62-62 頁。

(26) 前掲(25)から引用する（下記の③が本稿の主張する潜在的所得税債務控除方式である。）。

「この場合の調整方法として、税制調査会で検討されたのは、次の 4 つの方法でした。

- ① 相続財産を処分した場合、譲渡所得の計算上、相続税評価額を取得価額とみなす案
- ② 相続財産を処分した場合、譲渡所得の計算上、その相続財産にかかる相続税額を取得経費に準じて差し引く案

しかし、当時から「潜在的所得税債務を相続税評価から控除する」という方式が理論的には正当なものとして認識されていたことは注目すべきだろう。この点については、その前年の税調答申⁽²⁷⁾でも「相続税の課税に当たってその評価額から被相続人の生前の値上り益に対する所得税相当額を控除した額を課税標準とすべきではないかという問題も提起されよう」と指摘されていた。また、遡って昭和 38 年の答申⁽²⁸⁾においても、「相続税の評価において、山林について認められているような被相続人の生存中に発生した所得に係る所得税相当分を減額する措置を講ずることについて検討するものとする」と述べられていた。

このように、相続課税における潜在的所得税債務の控除の必要性は、旧くから認識されていた問題なのである。

(2) 立木

実は現行法上も、潜在的所得税債務を相続税評価から控除する趣旨の規定が存在する。相続税法 26 条（立木の評価）がそれである。同条は立木の評価において時価の 85%に割り引くことを定めているが、これは被相続人が負担する山林所得税（すなわち潜在的所得税債務）を「債務控除」する趣旨であると説明されている⁽²⁹⁾。もっとも、この控除率は概算的なもの

③ 相続税課税に際して、被相続人の譲渡所得税額を計算し、これを相続税評価額から債務控除として差し引く案

④ (…略…) [みなし譲渡所得課税方式の選択を] 相続後一定期間内に限って認める案

これらの各種の案について検討が行われた結果、③や④の案は税制上理論的ではあるが、かつて(…略…) シヤウブ勧告にもとづいて実施された方法と大同小異であり、当初述べたような納税者の批判の解消にはほとんど役立たないと思われる難点があり、(…略…)、結局、上記②の案によって調整措置を講ずることとされたものです。」(下線筆者)

下線部につき敷衍すると、当時は所得税・相続税の最高税率がそれぞれ 75%、70%であり、③方式を採用した場合、 α 部分への合計税率が 92.5% ($=1-(1-0.75)(1-0.7)$) となる状況にあった。(長期譲渡所得の 1/2 課税を適用しても 81.25%。) 確かにこれでは、納税者の負担感を軽減することは難しい。

(27) 税制調査会・前掲注(7)166 頁。

(28) 税制調査会・前掲注(3)61 頁。

(29) 「立木の相続は、いわば被相続人の所有期間中に生じた所得についての所得税を

であり、所得税率及び金利の変動にも関わらず控除率が変更されていない点は疑問に思われる⁽³⁰⁾。

(3) 既経過利子等

また、公社債や預貯金の既経過利子等については、財産評価基本通達において源泉徴収されるべき所得税相当額が相続税評価に際し控除されている。

その趣旨は、利付公社債については市場取引において既経過利子の所得税相当額を控除して価格形成されることから、当該所得税相当額控除後の金額を利付公社債の「時価」として認定できる、ということである。そして、預貯金等においてもこの理が妥当するとの観点から同様に扱うこととされている⁽³¹⁾。こうした評価を行っている資産として他に、配当期待権（評基通 193）、利付公社債（同 197-2）、転換社債型新株予約権付社債（同 197-5）、貸付信託受益証券（同 198）、証券投資信託受益権（同 199）、預貯金（同 203）、抵当証券（同 212）、生命保険契約に関する権利（同 214）がある⁽³²⁾。

(4) 小括

このように、現行法下においても所得税に関し租税特別措置法 39 条のような措置があり、また、一部の資産に関しては潜在的所得税債務 αt が相続税評価において控除され、所得税と相続税の調整が図られている。しかし、制度全体としてみるとこれらの調整はパッチワーク的であることを否めない。

将来所得の実現する差異に納付するという負担つきの財産を取得したものであると考えるのが妥当ではないか。」大倉真隆「相続税法の改正解説」（昭和 29 年）、橋本・前掲注(19)833 頁より引用。

(30) 橋本・前掲注(20)835-836 頁参照。

(31) 庄司範秋編『財産評価基本通達逐条解説〔平成 18 年改訂版〕』837-839 頁（大蔵財務協会、2006）。なお、第 2 章 第 5 節参照。

(32) 純資産価額方式による非上場株式の評価における「評価差額に対する法人税額等に相当する金額」の控除（評基通 185、186-2）は、株式価値の評価において潜在的な法人税債務を控除するというものであり、潜在的所得税債務とはまた別の次元の問題である。

第3節 「二重課税」なのか？

ところで、この潜在的所得税債務は、相続税と所得税の「二重課税」なのであろうか？この問題については、経済学における所得概念と租税法上の所得概念を区別して議論すべきである。

1 経済学上の所得概念

すなわち、経済学的には所得は資本減耗を控除した付加価値として客観的に定義されるものであり、これを生産要素に帰属させたとき労働所得と資本所得に分解される。この定義において所得とは「経済的価値の創出」である。相続・贈与は「経済的価値の移転（富の移転）」に過ぎず、所得にはカウントされない。

経済学上の所得は創出される段階で課税され（所得税）、また、移転の段階でも課税される（相続税）ので、経済学の観点から見れば所得は、二重に課税されている。（相続が子孫に続いていくことを考えれば、二重どころか三重、四重にも課税されている。）だからといって、経済学は二重課税を一概に否定することはなく、基本的には厚生分析により課税の可否を判断するのが経済学の立場であって、「二重課税の禁止」という規範命題はアプリオリに成立するものではない。

2 租税法上の所得概念

一方、租税法上の所得は「課税すべきか否か」という観点から規範的に定義される概念であり⁽³³⁾、通説では包括的所得説により「個々人に流入する経済的価値の全て」を所得とする。この定義によれば、経済学的には所得でない経済的価値の移転（相続）が租税法上は当該価値の受領者（相続人）の「所

(33) 「包括的所得は、各人の相対的な状況を直接反映する指標として純化され、経済学的にはより『正統』な所得の定義との論理的整合性を（ほとんど意図的に）切断された形となった。」藤谷武史「所得税の理論的根拠の再検討」金子宏編『租税法の基本問題』275頁（有斐閣、2007）。

得」となる。したがって、「経済的価値の創出」と「経済的価値の移転」はそれぞれが独立して「所得」となるので、前者に対し所得税、後者に対し相続税を課すことを租税法上は二重課税とは考えない。

こうした考え方に立てば、潜在的所得税債務は二重課税の問題ではなく相続課税上の問題として理解すべきことになる。ただし、第1節1(3)でも述べたが、相続においては被相続人の地位を相続人が承継するため、理論的には別人格への課税である「経済的価値の創出への課税(α への所得税)」と「経済的価値の移転への課税($A + \alpha$ への相続税)」が共に相続人に帰することとなり、相続人は「(α について)所得税と相続税が二重に課税されている」という印象を受けるだろう。が、あくまでこれは「印象」の問題であり、被相続人の「経済的価値の創出」と相続人の受領した「経済的価値の移転」は租税法上はそれぞれ別の所得であるから、定義上両者への課税は二重課税たりえないのである。

3 小括

つまるところ、「二重課税か否か」は所得の定義如何の問題となる。経済学の所得概念をもってすれば二重課税はいくらでも存在するし、租税法の所得概念は当初から二重課税を排除するように構成されている。そして、経済学上の所得概念も租税法上の所得概念もそれぞれの学問領域における操作概念であって、どちらが正しいというものではない。

ただ、租税法学は経済的な分析と密接に結びついているため、いずれの所得概念を用いているのかを明確に区別しないと議論が混乱することがある。本稿が主題とする相続税と所得税の「二重課税」の議論は、まさにこの点が顕著となる場面であろう⁽³⁴⁾。

(34) 本論を外れるが、支出税の議論もそうした例に思われる。支出税の論拠としてしばしば「包括的所得税は労働所得への『二重課税』だから不当だ」という主張がなされるが、このような主張は論理的でない。(労働所得と資本所得はそれぞれが所得であり、所得税の定義からして両者への課税は二重課税でない。「所得でなく支出に課税すべき」という命題はそれはそれで定立し得るが、二重課税云々とは全く関係が無く、資本所得課税(利子率引下げ)の是非を問うているのみである。)

第2章 生保年金二重課税事件

本事案は年金型生命保険に基づく年金給付金につき雑所得としての課税の是非が争われたものであるが、前章の構図に当てはめて極く単純化すれば、以下のように整理される。すなわち、被相続人が受給する年金給付金のうち $\alpha + \beta$ に相当する部分を雑所得として課税したところ、第一審は α 、 β ともに所得非課税とし、第二審は原処分どおり $\alpha + \beta$ への所得課税を認め、そして、最高裁判決において α 部分が所得非課税とされ、 β への所得課税のみが認められた。

第1節 生命保険金に関する従前の取扱い

本事案について検討するに先立ち、生命保険金の課税関係について、本判決以前の取扱いを確認しておく⁽³⁵⁾。

1 保険料負担者と保険金受取人が同一人の場合

生命保険金に関する租税法の基本的な考え方は、包括的所得説に従い純資産の増加分、すなわち「受取保険金－支払保険料」を所得として認識する、というものである。

保険料負担者と保険金受取人が同一人であれば、当該所得は受取態様により所得区分され、一時金受取の場合は一時所得（所法 34）、年金受取の場合には雑所得（所法 35）とすることで課税関係は完結する⁽³⁶⁾。これを模式図で

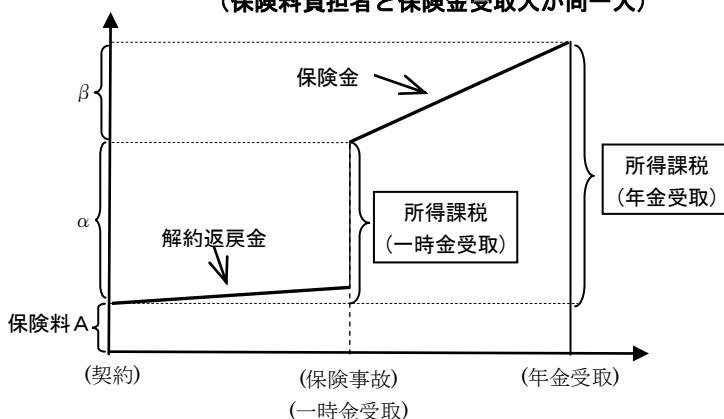
(35) 小林栢弘「個人年金保険（生命保険）に係る所得税及び相続税・贈与税について－長崎地裁判決（18.11.7 判決）を中心として－」税務通信 No.2969、46 頁以下参照。

(36) 所得税法施行令 183 条、184 条、所得税法基本通達 34-1、35-1。

なお、経済的実質を考えると、当該所得には資本所得部分と移転取引部分が混在するので、本来それぞれは別の所得区分として把握すべきであろうが、現行所得税法はそこには至っていない。渋谷雅弘「生命保険に関する税制」日税研論集第 41 号 101 頁（1999）。寺内将浩「生命保険契約から生ずる個人所得の課税の在り方」税大論叢 61 号 477 頁（2009）。上田正勝「個人の生命保険契約に基づく一時金・年金に係る所得金額の計算について」税大論叢 69 号 223 頁（2011）。

表せば、【図9】のようになる。図の縦軸は、保険契約者にとっての契約上の権利の価値を表す。 α に相当する所得の大部分は保険事故を契機として瞬時に発生するが、 β 部分は資本所得なので市場利回りにより増加する（本図は便宜のためかなり単純化しており、年金を一回払いで受け取るかのように示しているが、状況を把握するには十分であろう。また、解約返戻金が支払保険料を上回るとは限らない。）。

【図9】生命保険金への課税
(保険料負担者と保険金受取人が同一人)



2 被相続人が保険料を負担していた場合

だが、実際に締結される生命保険契約は、被相続人が保険料を負担し相続人が保険金を受け取るような場合が多い。その場合の保険金は保険契約上は相続人が固有の権利として取得するものであるが、公平負担の見地から相続税の対象とすべきと考えられており、「みなし相続財産」（相法3①一）として相続課税の対象となる⁽³⁷⁾。

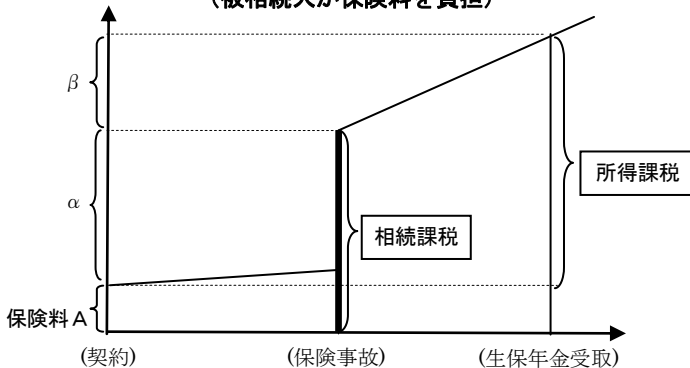
(37) 相続により移転する経済的価値は保険金の全額でなく被相続人が負担した保険料相当額である、とする立場もあり得よう。渡邊徹也「最高裁年金二重課税判決平成22年7月6日判決(下)」税経通信2011年9月号179頁。なお、辻美枝「生命保険をめぐる相続税法および所得税法上の諸問題」税大ジャーナル13号75頁(2010)参照。

したがって、この場合に課税領域は所得税と相続税を跨ぐこととなり、両者の「棲み分け」の問題が生じてくる。ここで、従前の取扱いにおいては年金か一時金かという受取形態の違いにより課税上の取扱いが著しく異なったものとなっていた。

(1) 年金受取

まず、年金受取の場合、第1章第1節2(4)イで述べたように、「棲み分け」の基本形に忠実な取扱いがなされていた。すなわち、所得課税においては受取年金に対応する支払保険料が必要経費として按分控除され、 $\alpha + \beta$ 相当額が雑所得として課税される一方、相続課税においては年金受給権の価値 $A + \alpha$ の時価が評価され課税されていた⁽³⁸⁾ (【図10】)。所得税と相続税の「棲み分け」の観点からは理論整合的な取扱いであるが、前章で指摘した潜在的所得税債務が未調整である。

【図10】 生命保険金（年金）への課税
(被相続人が保険料を負担)



(2) 一時金受取

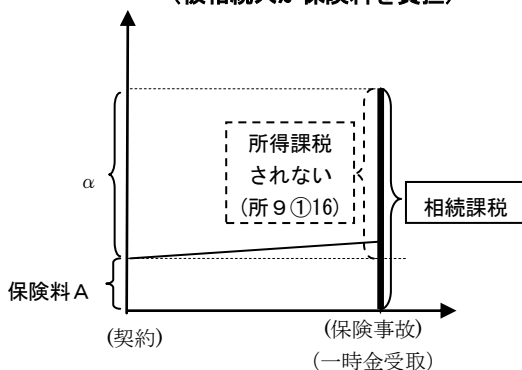
一方、一時金受取の場合、まず相続課税については受取保険金 $A + \alpha$ が

(38) 年金は定期金に該当するため相続税法24条により評価される。旧相続税法24条は市場実勢に比し著しく高い割引率を設定していたため、年金受取の場合の相続税評価額が一時金受取の場合の受取額よりかなり低く評価されていたが、この点は本稿の議論には影響しない。

そのまま課税対象となるので問題はない。

問題は所得課税にある。「棲み分け」の考え方からは、理論的には α 相当額（相続時点で β は生じていないので α のみ）を所得課税すべき筈である。ところが、所得税法 9 条 1 項 16 号が「相続により取得するもの」を非課税所得としており、文言上同号は生保一時金にも適用されるので、 α 相当額への所得課税は行われぬ（【図 11】）。したがって、一時金受取の場合は所得税と相続税の「棲み分け」が成立せず、相続税のみが課されることとなっていた。

**【図 11】 生命保険金（一時金）への課税
（被相続人が保険料を負担）**



こうして、被相続人が保険料を負担していた場合の生命保険金の取扱いは、一時金受取の場合は相続課税のみ、年金受取の場合は相続課税と所得課税の両方が課されるという歪な状態となり⁽³⁹⁾、その不均衡が夙に指摘されていた⁽⁴⁰⁾。

(39) この取扱いの下では一時金受取が有利となりそうであるが、旧相続税法 24 条が定期金の評価を市場実勢よりかなり大きく割り引いていたため、年金受取ならば相続税が低くなるというメリットがあり、いずれが有利となるかは個々の契約により異なっていた。

(40) 「一時金受取の場合にも所得課税すべき」とする議論として、佐藤英明編著『租税法演習ノート〔補正版〕』131 頁〔岡村忠生〕（弘文堂、2006）。「年金受取の場合にも α 部分を非課税とすべき」とする議論として、前野悦夫「死亡保険金と同時に支払われた第 1 回目の特約遺族年金は、相続により取得するものに該当しないこと

(3) 不均衡の原因

このような不均衡が生じる根本的な原因は、生命保険金を一時金で受け取る場合には所得と相続が同時に発生するため、所得税法9条1項16号が経済的価値の移転としての所得 $A + \alpha$ (=相続)と資産価値の増加としての所得 α (=受取保険金-支払保険料)の両方に適用されてしまうことにある。

第1章第1節1(2)で述べたように、元来所得税法9条1項16号は「相続により移転する経済的価値」への課税を所得税でなく相続税で行うために設けられた規定である。すなわち、相続による経済的価値の移転($A + \alpha$)は所得税法34条の「営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時的所得で労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないもの」(一時所得)に該当してしまうので、所得税法9条1項16号により所得税の課税対象から除外し、「相続による経済的価値の移転」への課税を所得税から相続税に振り替えているのである。これは同号が昭和22年の一時所得の導入と同時に設けられたという立法経緯からも明らかである⁽⁴¹⁾。

したがって、所得税法9条1項16号が経済的価値の移転としての所得 $A + \alpha$ に適用されることには何ら問題無いが、資産価値の増加としての所得 α にも適用されることは同号が本来企図するところではない。ところが、繰り返すが、生保一時金に関しては被相続人死亡という同一原因により相続 $A + \alpha$ と所得 α が同時に発生するため、法解釈上そのいずれをも「相続により取得するもの」と解さざるを得ず、両者に同号が適用されてしまうのである。これは法の欠陥と言わざるを得ない。

(なお、他に所得と相続が同時に発生するものとして、死亡退職手当一時金がある。死亡退職手当もみなし相続財産であり(相法3①二)、これを

から非課税所得ではないとした事例(租税法務学会裁決事例研究<通算第158回>)」
税務弘報2006年11月号145頁以下。

(41) 注解所得税法研究会・前掲注(11)834頁参照。立法経緯についてはさらに後述する(第2章第3節3)。

一時金として受け取れば経済的価値の移転としての所得 $A + \alpha$ と労働所得 α の後発的実現が同時に生じるので、両者に所得税法9条1項16号が適用され、本来課税されるべき労働所得 α が非課税となる。(したがって相続課税のみ)。生保一時金と全く同じ構造である。もっとも死亡退職手当については、年金受取の場合も所得 $\alpha + \beta$ が所得税法9条1項3号ロにより非課税となるので、生命保険金のような一時金受取と年金受取の不均衡は生じない⁽⁴²⁾。

第2節 事案と判決の概要

以上のように、生命保険金につき課税上不均衡な取扱いが行われていた状況の下で、本事案は提起された

1 事案概要

本事案は具体的には、平成14年、納税者の夫が訴外生命保険相互会社との間で締結していた生命保険契約に基き、納税者が受け取った年金払保障特約年金230万円から必要経費9万2,000円を控除した220万8,000円について、国が雑所得に当たるとして更正を行ったところ、納税者がその取消しを求めたものである。この特約は、夫の死亡（保険事故）後10年間にわたり年金額230万円を納税者に対し支払うというものであり、また、保険料は夫が負担していたため当該年金受給権はみなし相続財産（相続税法3条1項1号）に該当し、当時の相続税法24条1項1号により計算された1,380万円が相続税の課税価格に算入されていた。

この更正処分は、前節で述べた生保年金に関する従前の取扱いに沿ったものであった。一方、納税者の主張は、生保年金について一時金と同様の取扱い（相続課税のみ・所得非課税）を求めたものであったと言える。

(42) 死亡退職年金の β 相当部分が非課税所得となっている点は、租税法上の優遇措置と考えるしかないだろう。

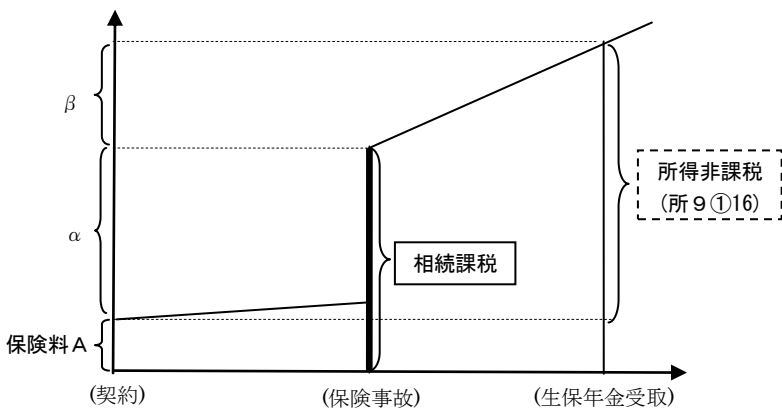
2 判決概要

(1) 第一審（長崎地判平成 18 年 11 月 7 日訟務月報 54 卷 9 号 2110 頁）

第一審は、「相続税法 3 条 1 項によって相続財産とみなされて相続税を課税された財産につき、これと実質的、経済的に見れば同一のものと評価される所得について、その所得が法的にはみなし相続財産とは異なる権利ないし利益と評価できるときでも、その所得に所得税を課することは、所得税法 9 条 1 項 15 号 [現 16 号] によって許されないものと解するのが相当」とした上で、「相続税法による年金受給権の評価は、将来にわたって受け取る各年金の当該取得時における経済的な利益を現価（正確にはその近似値）に引き直したものであるから、これに対して相続税を課税した上、更に個々の年金に所得税を課税することは、実質的・経済的には同一の資産に関して二重に課税するものであることは明らかであって、前記所得税法 9 条 1 項 15 号 [現 16 号] の趣旨により許されない」とし、納税者の主張を認めた。

これは、本稿の枠組みで言えば $\alpha + \beta$ を全て所得非課税とするものであり（【図 12】）、その根拠規定として所得税法 9 条 1 項 15 号 [現 16 号] を用いていた。

【図 12】 第一審の判示



(2) 第二審（福岡高判平成 19 年 10 月 25 日訟務月報 54 卷 9 号 2090 頁）

第二審は、所得税法 9 条 1 項 15 号〔現 16 号〕の趣旨について、「相続（…略…）により財産を取得した場合には、相続税法の規定により相続税（…略…）が課されることになるので、二重課税が生じることを排除するため、所得税を課さないこととしたものと解される」「相続（…略…）により取得した財産に基づいて、被相続人の死亡後に相続人に実現する所得に対する課税を許さないとの趣旨を含むものと解することはできない」とした上で、「相続税法 3 条 1 項 1 号及び所得税法 9 条 1 項 15 号により、相続税の課税対象となり、所得税の課税対象とならない財産は、保険金請求権という権利ということになる」「本件年金は、本件年金請求権とは法的に異なるものであり、A の死亡後に支分権に基づいて発生したものであるから、相続税 3 条 1 項 1 号に規定する『保険金』に該当せず、所得税法 9 条 1 項 15 号所定の非課税所得に該当しないと解される」とし、国の主張を認めた。

原審の所得税法 9 条 1 項 15 号〔現 16 号〕に関する解釈を否定し、原処分どおり $\alpha + \beta$ への所得課税を認めたものである。

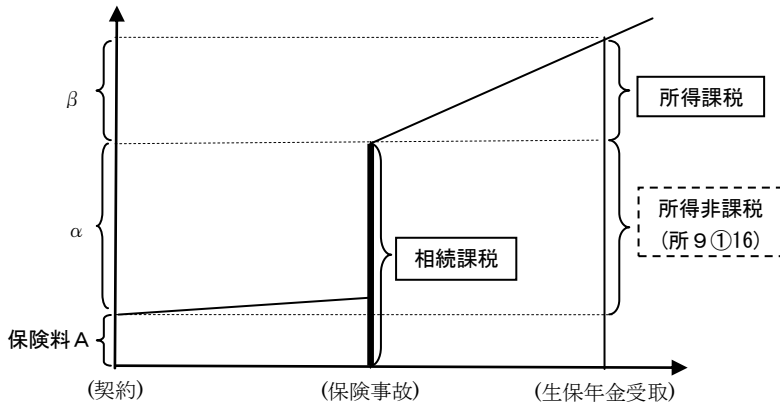
(3) 最高裁（最高裁平成 22 年 7 月 6 日第三小法廷民集 64 卷 5 号 1277 頁）

最高裁は、まず所得税法 9 条 1 項 15 号〔現 16 号〕の趣旨について、「同号の趣旨は、相続税又は贈与税の課税対象となる経済的価値に対しては所得税を課さないこととして、同一の経済的価値に対する相続税又は贈与税と所得税との二重課税を排除したものであると解される」とし、次に、相続税法 3 条 1 項 1 号によりみなし相続財産とされる生命保険年金とは「基本債権としての年金受給権を指し」、その価額は「将来にわたって受け取るべき年金の金額を被相続人死亡時の現在価値に引き直した金額の合計額に相当」とした上で、「したがって、これらの年金の各支給額のうち上記現在価値に相当する部分は、相続税の課税対象となる経済的価値と同一のものということができ、所得税法 9 条 1 項 15 号により所得税の課税対象とならないものというべきである」と判示した。

一審と同様に所得税法 9 条 1 項 15 号〔現 16 号〕の適用を認めたが、そ

れにより所得非課税とすべき部分は α 相当分のみとし、 β 部分への所得課税は認めたものである（【図 13】）。

【図 13】 最高裁の判示



第 3 節 本判決の意義と射程

1 本判決の意義

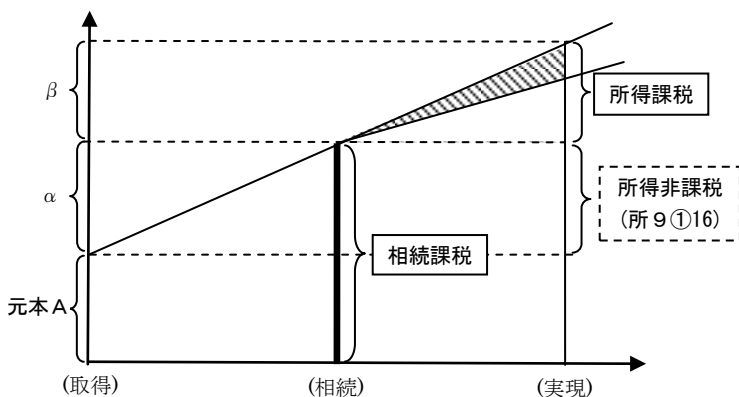
(1) 取得費等の引上げ (step-up basis)

上述のとおり、本最高裁判決が α 部分を非課税としたのは所得税法 9 条 1 項 16 号 (当時の 15 号) によってである。最判は、同号「の趣旨は、相続税又は贈与税の課税対象となる経済的価値 [A + α ; 筆者注] に対しては所得税を課さないこととして、同一の経済的価値に対する相続税又は贈与税と所得税との二重課税を排除したものであると解される」と述べた。これはつまり、 α 部分には相続税が課されているので所得税を課税すべきではない、という論理操作を行ったことになる。

すると、相続資産から生ずる資本所得について課税すべき部分は、相続後に生じた部分 β のみとなる（【図 14】）。これは、相続財産の取得費等を被相続人における取得費 A から相続税評価額 A + α に引き上げること

(step-up basis) を意味しており、本判決が取得費等の引継ぎ(carry-over basis)を基本とした従来の相続税と所得税の「棲み分け」に重大な疑義を投げかけていることが理解されよう(【図7】と対照のこと)。

【図14】本最判による所法9①16の解釈



(2) 所得税法60条1項との関係

本判決の所得税法9条1項16号の解釈は、取得費等の引継ぎを定めた所得税法60条1項の明文規定と正面から衝突する。ただ、所得税法60条1項には既に実務に膨大な蓄積があり、最高裁も直近では平成17年にその適用を認めているところであって⁽⁴³⁾、本判決が同項を死文化させることまでもを意図したとは考えられない。(本判決中にそれを窺わせる叙述も無い。)したがって、所得税法60条1項が適用される所得、すなわち「資産の譲渡に基因する所得」については同項が優先され、取得費等が引き継がれるものとして所得計算を行ってよいと思われる。

問題は、所得税法60条1項適用外の所得、すなわち「資産の譲渡に基因しない所得」について、本判決による所得税法9条1項16号の解釈がどこまで及ぶのか、である。第1章第1節2で見たように「資産の譲渡に

(43) 最判平成17年2月1日訟務月報52巻3号1034頁(ゴルフ会員権贈与事件)。

基因しない所得」にも様々なものがある。例えば利子所得については従来、相続時点の既経過利子 α を含めた利子の全て $\alpha + \beta$ を相続人に対し利子受取時に課税してきたが、もし本判決の所得税法9条1項16号の解釈が利子所得に及ぶならば、利子所得から α 相当額を控除すべきことになる。そして、他の「資産の譲渡に基因しない所得」の全てについて同様の検討が必要となる。

2 本判決の射程

(1) 税制調査会「最高裁判決研究会」

本判決後、税制調査会において「最高裁判決研究会⁽⁴⁴⁾」が設置され、本判決の射程について検討された。そして、同研究会報告書⁽⁴⁵⁾は「本判決の直接の射程は、相続税法24条により評価される相続財産〔定期金；筆者注〕に限定されると考えるのが相当」とし、その射程を限定的に解した。その論拠としては、「本判決が、相続税法24条の解釈を軸に展開されていることに鑑みれば、同判決は、同条によって評価がなされる相続財産を直接の射程としているものと考えられる」ことを挙げている⁽⁴⁶⁾。

(2) 所得税法67条の4

その一方で同報告書は、「資産の譲渡に基因しない所得」については所得税法60条1項のような明文規定が存在しないことから、「この際、現行の取扱いについて、確認的な意味で立法的手当てを講じておくことが望ましいものとする」と指摘した⁽⁴⁷⁾。

これを受け、平成23年度税制改正において、利子所得、配当所得、一

(44) 佐藤英明、渋谷雅弘、中里実、藤谷武史、瀧圭吾、増井良啓、三木義一、水野忠恒の各委員をメンバーとして臨時に設けられたもの。

(45) 『『最高裁判決研究会』報告書～『生保年金』最高裁判決の射程及び関連する論点について～』平成22年10月22日、内閣府税制調査会ホームページ（平成22年度第8回税制調査会（11月9日）資料一覧）より。
<http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2010/22zen8kai.html>

(46) 同報告書3頁。

(47) 同報告書7頁。

時所得、雑所得に関し所得税法 60 条 1 項と同趣旨の規定が新設された(所法 67 の 4)。こうして、定期金以外の財産に関しては、実務上、本判決後も従前と同様の相続税と所得税の「棲み分け」が維持されている。

3 考察

私見では、そもそも本事案の本質的な問題点は潜在的所得税債務を控除しない相続課税にある。しかし、訴訟が所得税につき提起され、所得税が論争の中心となったため、潜在的所得税債務の問題については余り論じられていない⁽⁴⁸⁾。

潜在的所得税債務については既に第 1 章で述べたので、ここでは本判決の論拠となった所得税法 9 条 1 項 16 号の解釈論を中心に考察する。

(1) 所得税法 9 条 1 項 16 号の解釈論

イ 立法経緯

前述のように、本判決のポイントは所得税法 9 条 1 項 16 号の趣旨を「取得費等の引上げ (step-up basis)」として解した点にある。

しかし、立法経緯に鑑みて、この解釈論には疑義を呈さざるを得ない。既に述べてきたところであるが、同号の前身規定は旧所得税法において一時所得が課税対象となった昭和 22 年に導入されたもので、その趣旨は「相続財産の取得」に対する相続課税と一時所得課税の重複を回避することにあった。これは、当時の条文が非課税所得として「第 9 条 1 項第 8 号に規定する所得〔一時所得；筆者注〕のうち、贈与、遺贈又は相続に因り取得したもの(…略…)」〔傍点筆者〕を挙げている、というその規定振りからも明らかであり⁽⁴⁹⁾、そこに「取得費等の引上げ」という

(48) 論じたものとして、橋本次「生命保険契約により支払われる年金と年金受給権の二重課税に関する長崎地裁判決」税務広報 2007 年 5 月号 165 頁、本間拓巳「所得税と相続税の課税関係に関する考察—生命保険年金の二重課税問題を中心として—」第 31 回日税研究賞入選論文集、96-97 頁(2008)、浅妻章如「判例クローズアップ 生命保険年金二重課税事件」法学教室 NO.362、45 頁(2010)。

(49) 末永英男「最高裁判決『長崎年金二重課税事件』」税務弘報 2010 年 10 月号、122 頁。

解釈の生じる余地は無い。

現行所得税法への改正の際「第9条1項第8号に規定する所得のうち」の文言が脱落したのであるが、法の趣旨に変更は無いと見るべきだろう。

ロ 経済理論上の問題点

経済理論的にも、相続に際し「取得費等を相続税評価額に引き上げる」と被相続人の保有期間に生じた資本所得 α を非課税とすることになるので、公平性・中立性の観点から問題があり妥当でない。

すなわち、被相続人の死亡が予見されなかった場合は、資産を相続直前に譲渡した場合と相続直後に譲渡した場合とで税負担が全く異なってしまうという公平性の問題が生ずる。また、死亡がある程度予見されている場合は、相続後に譲渡すれば含み益部分 α が所得非課税となるのだから納税者には譲渡を相続後まで控える誘引、いわゆるロック・イン効果が強力に働くこととなり⁽⁵⁰⁾、中立性の観点から問題がある。

また、「取得費等の引上げ」は租税回避に利用される可能性もある。第一に、生前贈与にもこれが適用されれば、資本所得課税は容易に回避されてしまう。第二に、「取得費等の引上げ」を利用した租税回避スキームの構築も考えられる。例えば、被相続人においてボラティリティの大きな資産に分散投資し、損失の生じた資産のみ損出しして他の課税所得と通算する、というスキームにより課税所得を含み益に振り替えることが出来れば、その含み益を相続まで維持することで課税所得は非課税所得に転換される。将来的に資本所得課税の一元化が進められ、資本所得内での損益通算が広く可能となれば、こうした形での租税回避が広まるおそれがある。

ハ 小括

このように、所得税法9条1項16号を「取得費等の引上げ」の趣旨に解した本判決の解釈の適用範囲を拡大すると、資本所得課税の根幹を

(50) このロック・イン効果は、第1章第1節1(1)で述べた実現時課税によるロック・イン効果とは質的に異なるものである。

揺るがすことになりかねない。したがって、筆者としては、本判決の射程を「相続税法 24 条によって評価がなされる財産〔定期金〕」の範囲に限定的に解した「最高裁判決研究会」の見解を支持したい。

(2) 生命保険金の特殊性

イ 不均衡の是正

もともと、本事案に関しては最判の判断を理解できる面もある。それは、争点が生命保険金にあったことである。第 1 節 2 で見たように本判決以前の生命保険金の課税上の取扱いは、一時金受取ならば相続税のみ、年金受取ならば相続税と所得税の両方が課されるという明らかに不均衡なものであった。この不均衡の原因は、生保一時金においては経済的価値の移転 $A + \alpha$ と純資産増加 α という二種類の所得が同時に実現するため、その両方に所得税法 9 条 1 項 16 号が適用されてしまう、という法の陥穽にあるのだが、一般の納税者からすれば課税上何故このような不均衡な取扱いが行われているのか、およそ理解不可能であろう。

しかも、この不均衡は古くから指摘され批判を受けていたにも関わらず、長らく放置されていた。こうした理解不可能な取扱いが長期にわたり存続することは、納税者に不公平感をもたらす租税制度全体への信頼を損なうものとなりかねない。そうした認識が底流にあって、最判はあえて生保年金に関し従来とは異なる解釈論を採用して一時金と年金の不均衡を是正した、と受け止めることが出来るのかも知れない⁽⁵¹⁾。

ロ 経済理論面

また、経済理論面からは、前述した「取得費等の引上げ」の公平・中立面での弊害が生命保険金に関しては殆ど生じない、という点を指摘で

(51) 浅妻章如「①相続税が課された生命保険年金への所得課税の可否、②源泉徴収の適否と受領者の還付請求の可否」金融法務事情 No.1929、73 頁 (2011) は、「最高裁は、明示していないものの、一時払いの場合との均衡を優先させたということであろう。(…略…) この意味で、本件最高裁判決は経路依存的な性格を持つ、すなわち、所得税法 9 条 1 項 15 号の文言だけで論理必然的に本件の結論が導かれるのではなからうと考えられる」〔傍点筆者〕と指摘する。

きる。というのも、生命保険契約においては α に相当する所得の大部分は被相続人死亡により発生する移転所得なので、死亡の前後で課税上の不公平が生じる余地が無いのである。同じ理由でロック・イン効果も問題とならない⁽⁵²⁾。

そう考えると、税調研究会は本判決の射程を「定期金に限られる」と限定的に解したが、これでもむしろ広すぎたと言えなくもない。上記考察によれば「取得費等の引上げ」による弊害が生じないのは被相続人死亡により移転所得が生じる場合だから、本判決の射程を生命保険金（すなわち「相続税法3条1項1号に定める財産」）に限定すれば経済理論と整合的であるし、本事案の解決においても充分であったように思われるのである⁽⁵³⁾。

(3) 最高裁判決への疑問点

このように、生保年金に関する限り「取得費等を引き上げる」という最判の判断には理解できる面もあるのだが、所得税法9条1項16号の解釈論によってこの判断を導いた点にはやはり疑問がある。

一つには、このような解釈は同号の立法趣旨に反しており、租税法主義が厳しく戒めるところの法創造的解釈だったのではないか、ということである⁽⁵⁴⁾。同号は文理上やや曖昧な点があり⁽⁵⁵⁾、最判のような解釈が完全

(52) 前掲注(36)で述べたように生命保険金には資本所得（保険料の運用益）が含まれるので、不公平性・非中立性が完全に排除される訳ではない。

(53) 「定期金」を最判の射程と解した国の対応（次節参照）は、確定年金や保障期間付終身年金を他の貯蓄商品に比べ有利なものとしている。

(54) 谷口勢津夫「税法基本講義〔第2版〕」39-40頁（弘文堂、2011）は、解釈により税法規定の意味内容を一義的に確定できず、かつ当該規定につき納税者が訴訟において課税要件明確主義違反を主張せず、しかも複数の合理的な解釈可能性のうちに納税者の主張する解釈がある、という例外的な場合には、「疑わしきは納税者の利益に」を解釈原理として、裁判官による法創造を認めてもよい、とする。精緻で説得的な議論だが、本事案には当てはまらないと考える。

(55) 所得税法9条1項柱書は「次に掲げる所得については、所得税を課さない」と定め、これを受け16号が「相続により取得するもの」を挙げている。この「もの」は柱書の「次に掲げる所得」を受けるから、同号は「相続により取得する所得」と読むべきことになる。しかし、所得は経済的価値の取得を意味するから「所得」の文言には既に取得のニュアンスが含まれており、「取得する所得」という読み方は如何

に排除されているとは言い難いが、立法経緯や所得税法 60 条 1 項との整合性に鑑みれば同号を「取得費等の引上げ」の趣旨に解することには無理があり、この解釈には多分に法創造的な面があることを否認しない。

また、本判決の射程について最高裁は明示しないが、少なくとも所得税法 60 条 1 項が適用される場合は射程外と考えていると思われるので⁽⁵⁶⁾、となると最高裁は同項が適用される場合とされない場合とで所得税法 9 条 1 項 16 号を異なる意味に解していることになる。しかし、これは法解釈としていかにも不自然であろう。

第 4 節 「定期金」に関する国の対応

なお、税調研究会が本判決の射程範囲とした「定期金」に関しては、本判決に対応するために一連の措置が実施されている。すなわち、平成 22 年 10 月には所得税法施行令の改正（所令 185、186）、法令解釈通達の改正が行われ、過去 5 年以内に納められた定期金に関する所得税につき更正の請求又は還付申告により所得税の還付が受けられることとなった。また、過去 5 年超 10 年以内のものについても救済措置を設けることとなり、平成 23 年度税制改正で特別還付金制度が創設された（措法 97 の 2）。

以上の国の対応につき二点指摘しておきたい。

1 非課税部分の配賦方式

第一に、本判決は各年の受領年金に非課税部分（すなわち相続税評価 A +

にも座りが悪い。（同号の前身規定のように「一時所得のうち、相続により取得したもの」と規定していれば、「もの」は一時所得を指すので文意は明確だが、「一時所得のうち」の文言が脱落したため座りが悪くなっている。）

座りよく読むために「もの」を経済的価値と解し、同号を「相続により取得する経済的価値」と読むならば、最判の「取得費等の引上げ」という解釈に至る。文理上はこのような理解を排除できないが、立法経緯に鑑みればそのような解釈は排除されると考える。

(56) 第 2 章 第 3 節 1 (2) 参照。

α 相当分)をどのように配賦するか、という問題について明示的には触れておらず、この点は国の対応に委ねられていた。

理論的合理性を貫くならば毎期の年金受給権を時価評価しその差額が課税所得となるように計算(いわゆるサミュエルソン減価償却;第5節2(1)ロを参照)すべきだが、執行上複雑となるので、非課税部分が定額で逡減する「階段方式」が採用された⁽⁵⁷⁾。

もともとこの方式も余り簡便とは言い難く、分かり易さから言えば非課税部分を各年金に均等に配賦する方が便宜である(それによる納税者の不利益も小さい)。しかし、本判決が第1回目の年金について「その支給額と被相続人死亡時の現在価値が一致するものと解される。そうすると、本件年金の額は、すべて所得税の課税対象とならない」と判示したため、均等配賦方式は採用出来なかった⁽⁵⁸⁾。

2 必要経費の控除

第二に、本判決は取得費等の相続税評価額への引上げを意味すると解されるので、受取年金を課税部分 β と非課税部分 $A + \alpha$ に切り分け、 β 部分を課税すれば充分と思われる。しかし、改正所得税法施行令は、 β 相当額からさらに支払保険料 A のうち β に対応する部分 $A \times \frac{\beta}{A + \alpha + \beta}$ を必要経費として控除することとした(所令185①八など)。この取扱いは、「保険金の所得計算においては支払保険料を必要経費として控除する」という従来的な考え方に沿ったものであるが、経済的にみて二重控除が生じており妥当でない。そもそも、本判決は従来と異なる立場(取得費等の引上げ)に拠るものであるから、必要経費の控除についても従来原則に沿う必要はな

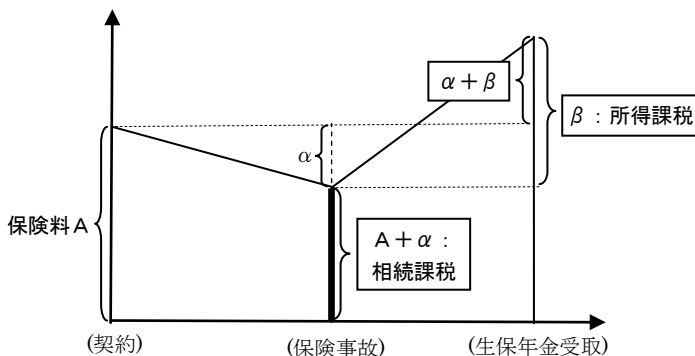
(57) 国税庁ホームページ、タックスアンサー所得税 No.1620「相続等により取得した年金受給権に係る生命保険契約等に基づく年金の課税関係」の図を参照。
(<http://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1620.htm>)

(58) この点で本判決は踏み込みすぎの嫌いもあり、本判決の所得税法9条1項16号の解釈論を是とするとしても、非課税部分の配賦方式については簡便性を考慮すべきだった、という批判もありえよう。佐藤英明「年金払方式の保険金の課税関係―最三小判平22.7.6を契機として」金融法務事情 No.1908、23頁(2010)。

かったのではないと思われる⁽⁵⁹⁾。

なお、この支払保険料の二重控除について、「これは、支払保険料の総額が年金受給権価額を上回っている場合に、過徴収額の還付ではなく、逆に追徴課税をしなければならなくなる事態を避けるために採られた方策とも考えられる」との指摘がある⁽⁶⁰⁾。敷衍すると、かつて旧相続税法 24 条が実勢金利よりかなり高い割引率により定期金を評価していたため、相続税評価額 $A + \alpha$ が A を下回る (α がマイナスになる) 場合があり得た。その場合に本判決にしたがって β を課税すると、従来の取扱いによる $\alpha + \beta$ への課税よりも所得税額が大きくなってしまふのである。 $(\beta > \alpha + \beta)$ となるため。【図 15】。支払保険料の二重控除により結果的にそのような事態の発生は回避された⁽⁶¹⁾が、意図されたものではない。

【図 15】 $A > A + \alpha$ となる場合



(59) 佐藤・前掲注(58)26頁。

(60) 古田孝夫「時の判例—最高裁平成 22 年 7 月 6 日第三小法廷判決」ジュリスト No.1423、104 頁 (2011)。このような事態の可能性については、浅妻章如「生命保険年金二重課税事件 (判例クローズアップ)」法学教室 No.362、49 頁(2010)がいち早く指摘している。

(61) $\beta - \frac{A\beta}{A+\alpha+\beta} < \alpha + \beta$ なので、課税所得は $\alpha + \beta$ よりも必ず小さくなる。

第5節 補論：「現在価値」と「所得」について

本事件では「現在価値」という経済学的な概念が判決中に用いられた。そこで本節では、「現在価値」と租税法上の「所得」の関係について筆者なりに整理し、現在価値概念の下で潜在的所得税債務を位置づけておきたい。

1 「現在価値」概念

現在価値とは将来の価値を割り引いて現在の価値で評価したものである。将来受け取る財に現在支払うことが出来る価格と考えるとよい。第 i 期に a_i のキャッシュ・フローを生むと期待される資産の第 n 期末における現在価値 PV_n は、割引率を r として、

$$PV_n = \sum_{j=1}^n a_{n+j} \left(\frac{1}{1+r} \right)^j \quad \dots\dots\dots$$

と書ける。ここで、割引率を一定とした。上式はリスクが無い場合の表式であり、キャッシュ・フローにリスクがある場合、分子からリスク費用を控除しないし分母にリスク・プレミアムを加えて調整する必要がある。

現在価値は本質的には主観的な観念である。割引率は各主体の資本コストに応じ異なるし、リスク・プレミアムは各主体の主観的予測に基づき異なったものとなる。もっとも、完全・完備な市場の下で現在価値は市場価格と一致する。

現在価値の算出に用いるキャッシュ・フロー及び割引率は、定義上税引後のものでなければならない。ただし、一定の条件の下では税引前のものを用いても算出される現在価値は変わらない⁽⁶²⁾。

(62) 各期所得を純資産増加額とし（課税繰延が無い）、所得税率が均一かつ一定、という条件が必要である。

この条件の下で、税引後キャッシュ・フローが a_1 のみの資産を考える。この資産の第 0 期の現在価値は $PV_0 = a_1 / (1+r)$ である。ここで所得税率を t 、税引前キャッシュ・フローを a_1' 、税引前の数値を用いて計算される現在価値を PV_0' とする。税引前割引率は $r' = r / (1-t)$ である。

第 1 期の所得は $a_1' - PV_0'$ であるから、 a_1 と a_1' の関係は、

2 現在価値と「所得」

(1) 資産から生じる所得

イ 純資産増加説

現在価値により資産価値を評価するならば、第 n 期にこの資産から生じる所得 Y_n は、純資産増加説により、

$$Y_n = a_n + \Delta PV_n \quad (\Delta PV_n := PV_n - PV_{n-1}) \quad \dots\dots\dots ②$$

である。ここで、 $a_n/PV_{n-1} = r$ を満たすならば $\Delta PV_n = 0$ であり $Y_n = a_n$ なので、当期キャッシュ・フロー a_n をそのまま課税所得とすればよい。利子所得への課税は $a_n/PV_{n-1} \equiv r$ を措定するものとして理解できよう。

現行法は実現主義に立つので、 $\Delta PV_n \neq 0$ のときの ΔPV は含み益ないし含み損として繰り延べられていく。 $\Delta PV_n \neq 0$ となるのは、 $a_n/PV_{n-1} \neq r$ のとき、あるいは将来キャッシュ・フローの期待値や割引率が第 n 期中に変動するときである。繰り延べられた ΔPV は最終的には当該資産の譲渡時に譲渡所得として清算的に課税される。株式の配当所得課税と譲渡所得課税はこのような関係にあるといえよう。

ロ キャッシュ・フローの系列が有期の場合

理論的には ΔPV は繰り延べるべきではない。特に、 a_i の系列が有期の場合には ΔPV は基調的に負となり、最終的に ΔPV の累積額が初期の現在価値 PV_0 と一致 ($PV_0 = -\sum \Delta PV_n$) して資産価値が消滅することが判っているのだから、 PV_0 を各期の費用として配賦し、課税所得から順次控除していくことが望ましい。

減価償却はそのために用いられる技法として位置づけることができ

$$a_1' - (a_1' - PV_0')t = a_1$$

と表される。これを a_1' について解き $a_1' = (a_1 - PV_0't)/(1-t)$ 。これを用いて PV_0' を表すと、

$$PV_0' = \frac{a_1'}{1+r'} = \frac{(a_1 - PV_0't)/(1-t)}{1+r/(1-t)}$$

なので、 PV_0' について解き $PV_0' = a_1/(1+r)$ 。ゆえに $PV_0' = PV_0$ である。

以上の関係から、キャッシュ・フローの系列が無限であっても上記条件を満たす限り $PV_0' = PV_0$ となる。

る。上式から明らかなように理論的に妥当な償却費は ΔPV_n であるが（サミュエルソン減価償却⁽⁶³⁾）、現実はその算定は困難なため定額法や定率法が用いられるわけである。

(2) 資産取得費用が現在価値を下回る場合

通常、資産は市場価格＝現在価値で取引されるので、取引に際し譲受人に所得（純資産増加）は生じないが、現在価値を下回る価格で資産が取引されることもある。そのような場合、譲受価格を C とし、譲受人において資産購入時に、

$$Y_0 = PV_0 - C \quad \dots\dots\dots\textcircled{3}$$

の純資産増加が生じる。したがって、これを譲受人の購入期（第0期）の所得 Y_0 とし、その後の各期の所得を純資産増加額 $Y_n = a_n + \Delta PV_n$ （②式）により計算すべきである。

現行税法は基本的にこうした立場に拠っているが、「著しく低い価額」（所法59①二、相法7）に該当しない場合、この初期資産価値増加 Y_0 は課税されず繰り延べられる。（有期資産であれば PV_0 の代わりに C を減価償却の基準額とすることで最終的にこの繰延部分は消滅するし、無期資産であれば当該資産の第三者への譲渡時に繰延部分 $PV_n - C$ は清算課税される。しかし、 Y_0 について課税繰延益が生じている。）

発明や著作物の創造などについても、この系で考えることができる。知的財産権が創出された場合、純理論的には創出期（第0期）に当該資産の現在価値 PV_0 と創出費用 C の差額分の純資産増加が発生しているので、これを課税すべきことになろう（③式： $Y_0 = PV_0 - C$ ）。しかし、現行法では $PV_0 - C$ は Y_0 に計上されることなく繰り延べられ、その後各期においてキャッシュ・フロー a_n から知的財産創出に要した費用の償却分 c_n を控除した額が所得課税されていく（ $Y_n = a_n - c_n$ ）⁽⁶⁴⁾。

(63) 岡村忠生『法人税法講義〔第3版〕』118頁（成文堂、2007）参照。

(64) 特許取得年に特許権の現在価値が所得課税されることはなく、その後特許使用料として実現したときに課税される、ということ。実現主義からは当然のことである

(3) 資産を無償で移転する場合の所得

イ 課税繰延べ（含み益）のない資産

ところで、本稿が扱ったのは資産を無償譲渡する場合（相続等）の課税関係であった。現在価値概念を用いるならば、上記考察において $C = 0$ とすればよく、譲受人の各期の所得は（移転のあった期を第0期とする）、

$$Y_0 = PV_0, Y_n = a_n + \Delta PV_n \quad (n \geq 1)$$

となる。

ロ 課税繰延べ（含み益）のある資産

ただし、これまで繰り返し述べてきたように、譲渡される資産に課税繰延べ（含み益）が存在する場合には、将来の含み益への課税が譲受人の将来キャッシュ・フローを減少させることを考慮しなければならない。取得費等引継ぎの場合を考えると、譲渡人（被相続人）における取得費を PV_{-1} として、繰り延べられている所得 $PV_0 - PV_{-1}$ はいずれ譲受人に対し清算課税されるのだから、所得税率を t として将来キャッシュ・フローは $(PV_0 - PV_{-1})t$ だけ減少する。したがって、含み益のある場合の譲受人の純資産増加は $Y_0 = PV_0$ ではなく、

$$Y_0 = PV_0 - (PV_0 - PV_{-1})t \quad \dots\dots\dots \textcircled{4}$$

となるのである⁽⁶⁵⁾。この $(PV_0 - PV_{-1})t$ が潜在的所得税債務に相当する。（ここで潜在的所得税債務について、繰延べと割引きを相殺している。）有期資産については上式で PV_{-1} の代わりに償却残を用いればよい。

が、経済理論上は課税繰延が生じている。

(65) 利付公社債について既経過利子の所得税相当額が控除されて価格形成されるのも、当該税額が譲受人の将来キャッシュ・フローを減少させ、その現在価値を低下させるからである。第1章 第2節 3 (3) 参照。

第3章 潜在的所得税債務の調整方式の検討

第1節 理論的検討

本章では、第1章で論じた相続課税における「潜在的所得税債務」の問題に戻り、その調整方式につき検討する。まず、理論面に関しては第1章で基本的な考え方を説明したが、ここでは関連するいくつかの論点について述べる。

1 相続税の種類論との関係

相続税は一般に遺産税と遺産取得税という二つの類型に区分されて論じられるが、潜在的所得税債務の問題はこうした相続税の種類論とは関係がない。これは、相続財産に未課税の所得（含み益）が含まれるとき当該未課税部分に係る所得税相当額を相続財産から控除すべきというものであり、相続税課税価格の決定の問題である。遺産税であれ遺産取得税であれ、相続財産に含み益が存在するならば理論的には潜在的所得税債務を相続財産から控除する必要がある。

ただし、これは所得税の存在を前提としている。租税理論上、遺産税を支出税の補完税として位置づける見方があるが⁽⁶⁶⁾、これに従い支出税＋遺産税という体系に移行するならば、「潜在的所得税債務」はそもそも生じない。だが、遺産税と包括的所得税を組み合わせることが不可能な訳でもなく（実際そういう国も多い）、遺産税体系の下であっても含み益への課税繰延べが存在する限りやはり「潜在的所得税債務」の問題が生ずる。

2 潜在的所得税債務の具体的算出方法

潜在的所得税債務は相続財産の含み益に係る所得税相当額であるから、相続時点において当該含み益が実現したと仮定して所得税額を計算すればよ

(66) 例えばミード報告。

い。要するにこれはみなし譲渡所得課税の考え方と同じであり、具体的な計算作業は限定承認に係る相続の場合とほとんど変わらない。ただし、含み益への課税（みなし譲渡所得課税）そのものは行わない。ここで計算される所得税額はあくまで仮のものであり、相続課税において債務控除に用いるための計算値である。

整理すると、被相続人の所得税の準確定申告は通常どおり行うが、その所得税額は相続人の相続課税における債務控除には用いない。そして、別途被相続人においてみなし譲渡所得課税を適用する場合と同様の仮の所得税額を計算し、これを相続課税において「所得税債務」として控除する、という手順となる。計算上適用すべき所得税法をいつの時点のものとするべきかという点については、前述した公平性・中立性の問題点をクリアするためには非相続人死亡時の所得税法に従えば充分である⁽⁶⁷⁾。

3 債務としての確実性

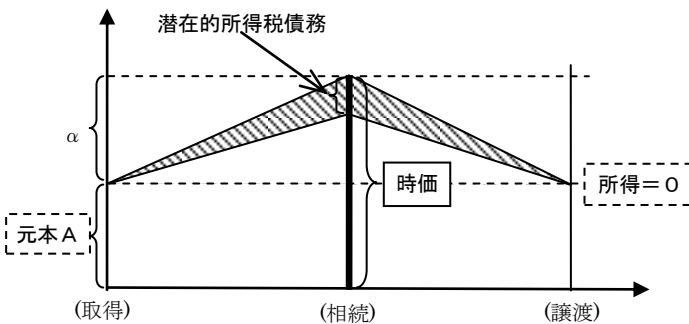
「潜在的所得税債務」を控除することに対しては、①相続人が当該財産を譲渡せず保有し続けるならば当該所得税債務は発生しないので、そのような発生しないかも知れない「債務」を控除するのは不当ではないか、②当該財産の資産価値が低下すれば当該所得税債務そのものが消滅してしまわないか（【図 16】）、③租税回避等により所得税の徴収にリスクがある中で控除を先行させるのは税務行政として不適切でないか、といった疑問が生じるかもしれない。これらはいずれも「潜在的所得税債務」の確実性に対する疑問である。相続税法 14 条 1 項が控除すべき債務につき「確実と認められるものに限る」と定めているところ、潜在的所得税債務はこの確実性の原則を満たさないのではないか、という問題意識である。

(67) こうした措置によっても、所得税率の引上げや所得税軽減措置の廃止等により所得実現時点の所得税限界説が相続時点のそれより高くなると、潜在的所得税債務の控除は不十分なものとなる。ただ、税負担率合計が 100%を超えるような事態はほぼ回避されるであろう。（純理論的にはその可能性は完全には消滅しないが、第 1 章第 2 節 2 参照。）

この点は、潜在的所得税債務に関しては確実性原則の適用外と割り切る他はない。経済的公平性・中立性のためには潜在的所得税債務を控除すべきであり、さもなくば第1章で指摘したような不都合が生じるので、確実性を犠牲にしても控除する必要がある、ということである。

あるいは別の見方をすれば、潜在的所得税債務は法的債務としては潜在的なものであるが、経済的価値としては相続財産の含み益中に付着して確実に存在している、と見ることも出来よう。相続財産の経済的価値に含み益があれば、それを第三者に売却するだけで所得税債務が顕在化するのであり、その時点において潜在的所得税債務は負の経済的価値としてすぐにも実現するものである。これに対し、相続税法14条1項が控除を否定するのはそもそも存否が不明な被相続人の第三者に対する債務であり、その「不確実性」の程度は潜在的所得税債務とは質的に異なるのである。

【図 16】 相続後に資産価値が低下した場合



4 相続税法 13、14 条（債務控除）との関係

ただし、法的には潜在的所得税債務は相続税法14条2項の「被相続人の死亡の際債務の確定しているもの」に該当せず、相続税法施行令3条柱書の「被相続人の死亡後相続税の納付義務者が納付し、又は徴収されることとなつた次に掲げる税額」にも該当しないので、潜在的所得税債務を相続財産か

ら控除するには法改正が必要である。(相続税法 14 条 1 項が「控除すべき債務は、确实と認められるものに限る」と定めるので、相続税法施行令の改正では足りず法改正が必要と考える。)

5 相続財産が「含み損」を有する場合

相続財産が「含み損」を有する場合はどうすべきか。基本的には前述のとおり、みなし譲渡所得課税を行う場合と同様の計算手続に従えばよく、法の許す範囲で被相続人において他に生じる所得と通算すればよい。

通算後も含み損が残る場合(相続財産全体として含み損のある場合)、当該含み損を相続人において実現し相続人固有の譲渡所得と通算することが可能となるので、理論的に突き詰めると相続税評価を増額すべきように思われるが、通算は确实ではなく、計算に用いるべき税率をどうするかという問題もあるので実施は困難である。

6 諸外国の状況について

諸外国の状況を見ると、主要国においては我が国と異なり相続財産について取得費等を引き上げる (step-up basis) 国が多数のようである⁽⁶⁸⁾。取得費等を引き上げると含み益 α 全体が非課税となるので潜在的所得税債務は生じないが、取得費等引上げにはロック・イン効果等公平性・中立性の観点から問題があることは既に指摘した⁽⁶⁹⁾。包括的所得税の理論に忠実に従うならば我が国のような取得費等の引継ぎが望ましいが、その場合には潜在的所得税債務を控除しないと不整合が生じる、ということである。

死亡時譲渡所得課税を採用している国(カナダ、オーストラリア)もあるが、そうした国では逆に相続税そのものが廃止されているので⁽⁷⁰⁾、そもそも

(68) 水野忠恒「所得税と相続税の交錯—非課税もしくは課税繰り延べとされる所得」ジュリスト No.1020、154 頁以下 (1993)、及び首藤重幸他『世界における相続税法の現状』日税研論集 vol.56(2004)所収の各論文を参照した。

(69) 第 2 章第 3 節 3 (1) ロ。

(70) 周知のとおり米国はブッシュ政権下でこの方向を目指したが、オバマ政権下で旧

潜在的所得税債務は問題とならない。

第2節 具体的控除方式

次に、実際に潜在的所得税債務の控除を実施する場合の具体的な控除方式について、執行可能性を踏まえて検討する。

1 理論に忠実な方式（基本案）

理論に忠実な方式は、第1節2で述べた「死亡時に相続財産の含み益が実現したと仮定して被相続人の所得税債務を算出する」というものである。これは、手続的には現行法下の限定承認の場合とほとんど変わらない。したがって、事務手続きの内容は新規なものではないが、非常に稀な事例の手続きを全ての相続税事案に適用することになるから明らかに事務量が増大する。(限定承認に係る相続税事案の件数は統計上把握されていないが、限定承認の件数自体が年間1,000件程度であり⁽⁷¹⁾、そのうち相続税が発生するものは更に少ないから、相続税事案全体⁽⁷²⁾においてはほとんど稀な例と言える。)

新たに必要となる事務は、①全ての相続財産につき取得費を確定させること、及び②全ての財産が譲渡されたとみなして所得税額を算出すること、である。租税特別措置法39条や立木や預貯金等の評価など、現行法下での調整措置⁽⁷³⁾は廃止すべきことになる。また、①で確定した取得費は、基本的にはその後の相続人における譲渡所得等の算定においてもそのまま用いるべきであるから、③相続財産の取得費情報の管理、という事務も新たに必要となる。

に復した。

(71) 司法統計家事編第2表「家事審判・調停事件の事件別新受件数－全家庭裁判所」相続の限定承認の申述受理（甲26）の件数。<http://www.courts.go.jp/>。

(72) 国税庁統計年報によると、相続税課税状況における被相続人の数は近年43,000～48,000人程度で推移している。
<http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/tokei.htm>。

(73) 第1章第2節3参照。

以上の新規事務は、合理的な租税制度にとって必要なコストではあるが、行政の簡素化等の観点から簡便法により執行費用を削減出来るのであればそれが望ましい。そこで、以下ではいくつかの簡便法を検討する。

2 簡便法その1（相続税評価における割引き）

その第一は、相続税評価において資産の種類毎に一定の割引率を設定し、概算的に潜在的所得税債務を控除するものである。現行相続税法 26 条の立木の評価方式を全ての資産に拡大する方式と考えればよい。預貯金等については現行通達の措置をそのまま存続できる。租税特別措置法 39 条はやはり廃止すべきことになる。新規事務は相続財産の評価において一定の割引率を掛けるだけなので、割引率さえ定めてしまえば執行費用の増加はほとんど生じない。

問題は、どのように割引率を設定するかである。基本的な考え方としては、資産の種類毎に（平均的な利回り）×（平均的な保有期間）を計算し、それぞれの変動幅を考慮して、統計的に見てほとんどの場合に十分な控除となるように割引率を設定する、ということになる。

しかし、立木についてはそのような概算が可能だが（それでも市場利子率の変動が考慮されず割引率が固定されていることへの批判がある）、土地や株式といった資産についてそのような概算が果たして可能なのか、疑問なしとしない。利回りについては変動幅を考慮せず過去の市場金利の系列で代替するという割り切りもあり得ようが、保有年数にはかなりのばらつきが予想されるところであり、「統計的に見て十分な」割引率が多くの資産については過大なものとなって、実質的に取得費等の引上げに近づいてしまう可能性を否定できない。

3 簡便法その2（所得課税における控除）

第二の簡便法は、相続財産の含み益が実現する時に所得税において相続時に納めすぎとなっていた金額を調整する、というものである。租税特別措置

法 39 条方式を改善するという発想であるが、控除すべきは相続税全額 $(A + \alpha)s$ でなく、含み益に対応する相続税額 αs である。(より正確には、それに相続後の運用益相当額を足さなければならない。)

この方式では相続税の執行には一切変更は無いが、逆に所得税において執行費用が増加する恐れがある。というのも、控除すべき金額は数式上は αs と単純に表記出来るが、実際には相続税における控除枠や累進税率の存在から s を単純には算出できないからである。また、相続税納付を証する書類は納税者において保存するとしても、その書類に記された財産と当該所得課税対象の財産の同一性を確認するための事務が必要となろう。

結局、執行事務全体としてみれば複雑なものとなり、基本案と比べて費用が大幅に軽減されるとは思われない。

4 みなし譲渡所得課税の選択制

以上に見たように、簡便法にも難点がある。そこで、現実的な妥協案として、「相続人の選択によりみなし譲渡所得課税の選択を認める」という選択制の導入⁽⁷⁴⁾が考えられるのではないか。みなし譲渡所得課税を選択すれば潜在的所得税債務は「顕在化」し、相続税法 14 条により債務控除される。

この方式では、選択があった場合に相続時点での含み益へ所得課税を行うことになる。現実の納税額が債務控除されるのだから制度として分かり易く、それは選択制のメリットの一つである。

選択制のより大きなメリットは、不要な執行事務を省略出来る点にある。基本案においては全ての相続税手続において潜在的所得税を計算する必要があるが、そもそも含み益が存在しなければ(あるいは含み損の方が大きければ)潜在的所得税債務を控除する必要はないのであるから、基本案は事務

(74) 被相続人の課税方式を相続人の選択に委ねるというイレギュラーなものとなるため、被相続人複数の場合は全相続人(遺贈があった場合の受贈者を含む)の合意を必要とすべきだろう。

なお、これは昭和 45 年税制改正時にも検討された案である。前掲注(26)参照。

手続として余りに冗長である。選択制により含み益の存否の計算を納税者に委ねることで、含み益が存在しない場合の不要な事務が予め排除され、執行費用を縮減出来る。

租税特別措置法 39 条はやはり廃止すべきことになる。みなし譲渡所得課税が選択された場合において、相続財産の取得費は相続税評価額に引き上げられ、償却資産については償却残が相続税評価額に引き上げられる。

結論

本稿の結論は、「相続税と所得税に二重課税は存在しないが、相続財産に含み益（課税繰延部分）が存在する場合には相続課税において潜在的所得税債務を控除しなければならぬ」というものである。この結論は二重課税の存在を認めた平成 22 年最高裁判決と整合的ではないが、こと「生命保険金」に限っては最判の判断を是認できることは本文中で述べた。（ただし、所得税法 9 条 1 項 16 号の解釈論については疑義が残る。）

潜在的所得税債務については、歴史を辿れば昭和 30、40 年代の税制調査会で議論されていた問題であり、租税特別措置法 39 条等種々の対応もなされている。しかし、それらがパッチワーク的であることは否めない。実証的に考えると、租税特別措置法 39 条に加え、①土地等の相続評価額は「安全率」により実勢より割安に見積もられている、②昭和 63 年まで有価証券譲渡益は非課税だった、③生命保険金は一時金受取ならば所得非課税、定期金受取の場合は旧相続税法 24 条により過少に評価されていた、といったことから、大部分の相続財産について潜在的所得税債務の問題が顕在化せず、この問題が今日まで先送りされてきた、という事情があるかも知れない。

とは言え、資本所得課税と相続課税を共に存続させる以上、潜在的所得税債務の控除による両者の調整が必要である。資本所得課税の是非について学界では議論が多々あるが、我が国においては包括的所得税であれ二元的所得税であれ、資本所得課税は継続される方向にある。また、相続税についても格差固定化防止の観点からその重要性が認識されている。現行法の対応では両者に調整しきれない部分が残っており、また却って不公平な取扱いも生じうるので、根本的な整理が必要と考える。